

**第2期東庄町
地域福祉計画・地域福祉活動計画**

令和5年3月

東庄町

社会福祉法人 東庄町社会福祉協議会

目次

| | |
|-------------------------------------|-----------|
| 第1章 計画の策定に当たって | 1 |
| 1. 計画策定の趣旨..... | 3 |
| 2. 地域福祉とは..... | 4 |
| 3. 計画の位置付け..... | 4 |
| 4. 計画期間..... | 7 |
| 5. 計画の策定体制..... | 8 |
| 第2章 町の概況 | 9 |
| 1. 人口・世帯の状況..... | 11 |
| 2. 支援を必要とする人の状況..... | 14 |
| 3. ボランティア団体の状況..... | 18 |
| 第3章 地域福祉に関する住民等の意識とニーズ | 21 |
| 1. 福祉に関するアンケート調査結果からみる状況..... | 23 |
| 2. 民生委員・児童委員アンケート調査結果からみる状況..... | 28 |
| 3. 地域における活動についての調査結果からみる状況..... | 29 |
| 4. 第1期計画の振り返り..... | 31 |
| 第4章 計画の基本的考え方 | 39 |
| 1. 基本理念..... | 41 |
| 2. 基本目標..... | 43 |
| 3. 施策体系..... | 44 |
| 第5章 施策の展開 | 45 |
| 基本目標1 地域で支え合う安心ネットワークづくり..... | 47 |
| 基本目標2 サービスを利用しやすい環境づくり..... | 56 |
| 基本目標3 地域福祉を支える多様な担い手づくり..... | 64 |
| 第6章 計画の推進体制 | 71 |
| 1. 計画の推進体制..... | 73 |
| 2. 計画の進捗管理..... | 75 |

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| 資料編 | 77 |
| 1. 東庄町地域福祉計画策定委員会設置要綱..... | 79 |
| 2. 東庄町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱..... | 81 |
| 3. 東庄町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿..... | 83 |
| 4. 東庄町の取組に関する実績等一覧..... | 84 |
| 5. 社会福祉協議会の取組に関する実績等一覧..... | 86 |
| 6. 用語集 | 90 |
| 7. 福祉に関するアンケート調査票..... | 94 |

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉」等の単語や団体名等の固有名詞、引用文等については、元の表記を使用しています。

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

近年、我が国では少子高齢化及び人口減少が進行するとともに、核家族化により家族構成が変化していく中で、人々の生活スタイルや価値観も多様化しています。こうした社会状況の変化を背景として、高齢者を含めたひとり暮らし世帯の増加や地域のつながりの希薄化等が進み、社会的に孤立してしまう人の増加や家庭における問題の複雑化による生活困窮、虐待、自殺、8050 問題、住居問題、地域活動の停滞等の新たな社会問題が生じています。また、毎年のように大規模な自然災害が発生しており、災害時の助け合い等、地域コミュニティや地域におけるつながりの重要性が再認識されています。

本町においても、人口減少を始めとして、人と人のつながりや地域への帰属意識の低下、ひとり暮らし世帯の増加等により、これまで様々な役割を担ってきた地域社会の機能が低下しつつあり、身近な生活の中での様々な問題が見受けられるようになってきました。

地域における複雑化・複合化した問題や課題を解決していくには、これまでの考え方や公的サービスだけで取り組んでいくことがとても難しくなっており、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくため、制度や分野、「支え手」や「受け手」といった関係性を超えて、地域住民や地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる様々な主体が協働し、地域において相互に支え合いながら問題や課題の解決に取り組む「地域共生社会」の実現を目指し、地域福祉を推進していくことが求められています。

本町では、平成 30 年3月に「東庄町地域福祉計画」(以下、「第1期計画」という。)を、平成 31 年3月に「東庄町地域福祉活動計画」(以下、「第1期活動計画」という。)を策定し、「地域の力で築く 安心・共生のまち とうのしょう」を共通の基本理念として、地域住民を始めとした地域で活動する様々な主体と連携・協働による地域福祉を推進してきました。

今回、両計画が令和4年度を以て計画期間を終了したことから、社会情勢の変化や本町の実情を踏まえ、より地域住民のニーズに沿った地域福祉を推進していけるよう、新たに「第2期東庄町地域福祉計画・地域福祉活動計画」(以下、「本計画」という。)として両計画を一体的に策定しました。

2. 地域福祉とは

地域福祉とは、地域を基盤として、日頃の付き合いや顔の見える関係性を基本に置き、地域住民一人ひとりが思いやりを持ち、お互いに支え合いながら、地域で活動する多様な団体、事業者、行政等が連携・協働しながら生活課題の解決に取り組み、人々が安心して暮らせるよう、より良い地域づくりを目指す考え方です。

地域福祉の考え方では、地域住民は福祉の対象(受け手)として位置付けられるだけでなく、福祉の担い手としても期待されており、「住民一人ひとりや家庭での努力(自助)」、「隣近所やボランティア等による助け合い(互助)」、「社会保障制度等による相互扶助(共助)」、「行政による取組(公助)」といった重層的な取組によって、地域づくりを推進していきます。

3. 計画の位置付け

3-1. 地域福祉計画

地域福祉計画は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画で、「第6次東庄町総合計画」を上位計画として、町の将来を見据えた地域福祉のあり方や地域福祉推進のための基本的な施策の方向を定める計画です。

■社会福祉法(抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

3-2. 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条において「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として位置付けられた東庄町社会福祉協議会が、地域住民や地域の社会福祉関係者等が相互協力して策定する、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画です。

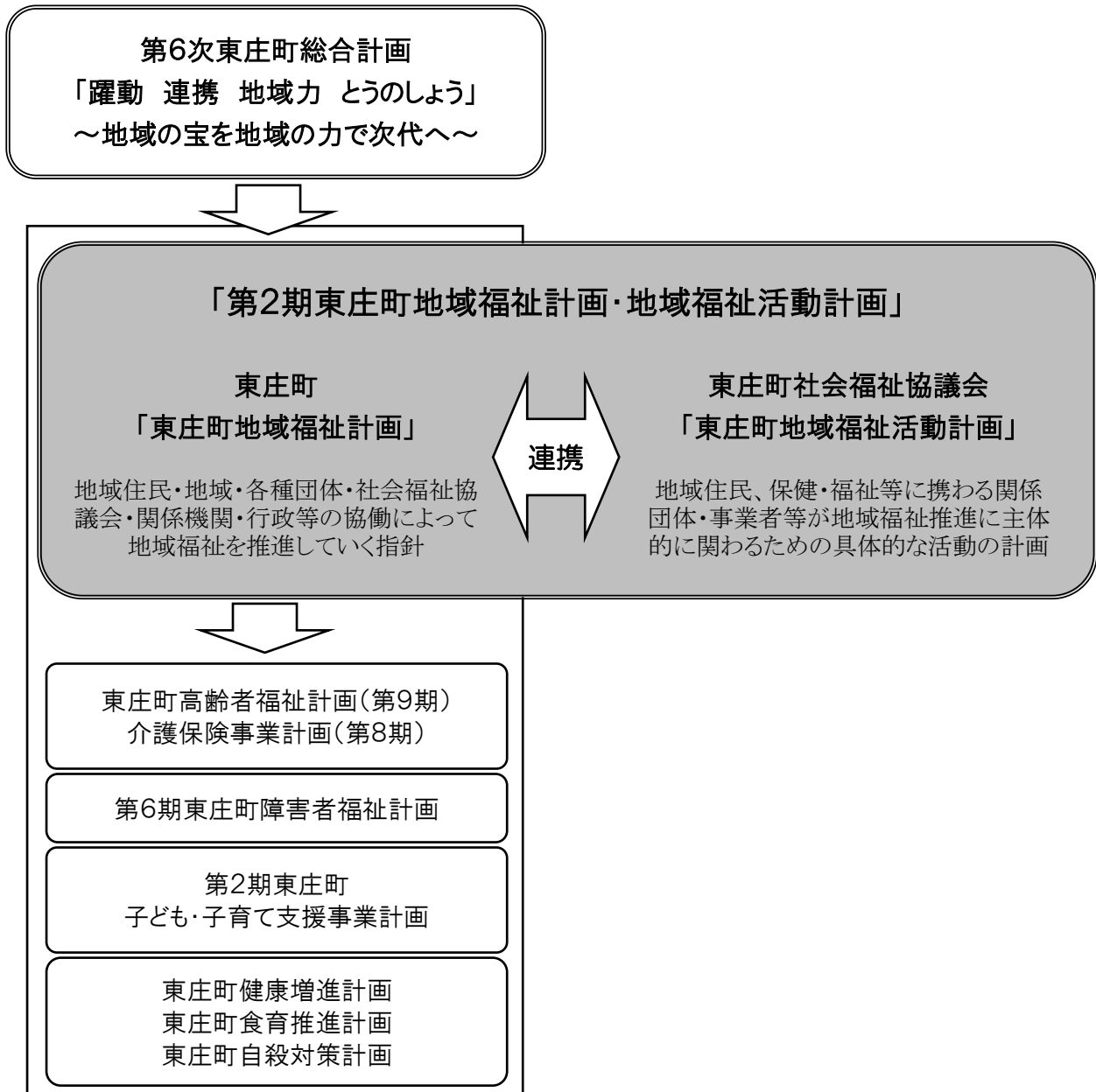
■社会福祉法（抜粋）

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

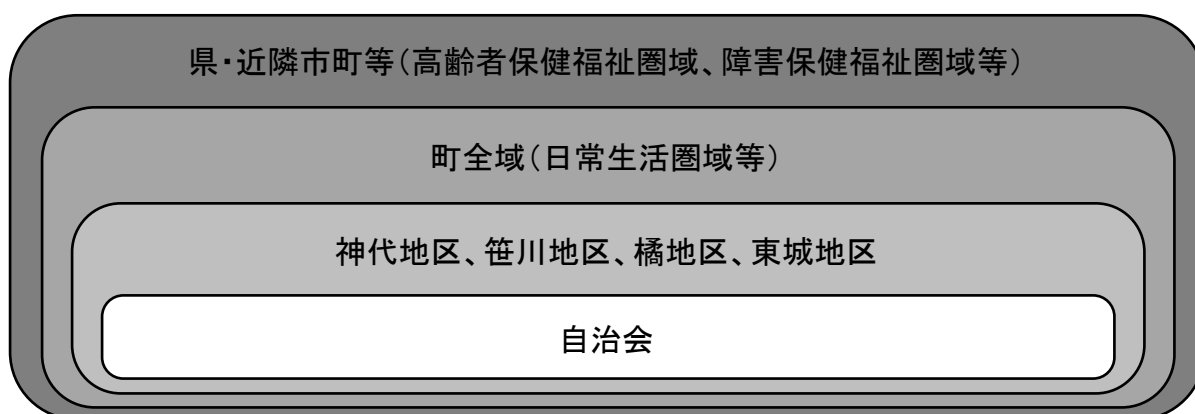
- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

「東庄町地域福祉計画」と「東庄町地域福祉活動計画」は“地域福祉の推進”を共通の目標としており、地域の生活課題や社会資源の状況等を共有し、それぞれの立場においてそれぞれの役割を果たし、連携して地域福祉を推進していくものであるため、両計画を一体的に策定しました。



地域福祉を推進していくためには、地域住民と地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる様々な主体が協働し、地域において相互に支え合いながら、身近な地域の生活課題について主体的に把握及び解決に取り組んでいくことが重要となります。一方で、地域福祉の活動及び関連する各計画には様々な取組があり、その取組の内容等によって対象となる圏域が変わります。

そのため、本計画では様々な取組を効果的・効率的に進めていくために、県・近隣市町等での広域的な支援や町全域で取り組む総合的な支援から、隣近所といった身近な範囲で取り組む日常的なつきあいや支え合いまで、複数の圏域を以下のように重層的なものとして捉え、それぞれの圏域に応じた体制や環境の整備に取り組み、地域福祉活動等の推進に努めます。



4. 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5ヶ年とします。

なお、制度の改正や社会情勢の大幅な変化等があった場合には、必要に応じて内容等の見直しを行います。

| 計画名 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 第2期東庄町地域福祉計画 | 第1期計画 | 本計画 | | | | | 次期計画 |
| 第2期東庄町地域福祉活動計画 | 第1期計画 | 本計画 | | | | | 次期計画 |

5. 計画の策定体制

5-1. 東庄町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会の設置

本計画の策定に当たり、社会福祉団体の代表者や民生委員・児童委員及び主任児童委員の代表者、地域団体の代表者、学識経験者、ボランティアの代表者、社会福祉協議会の職員、関係行政機関の職員等で構成する「東庄町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、本計画の内容等について意見交換及び審議を行いました。

5-2. アンケート調査及びパブリックコメントの実施

本計画の策定に際して、住民の地域福祉に関する意識や生活課題等を把握するための「福祉に関するアンケート調査」及び町内で各種福祉活動を実践している民生委員・児童委員を対象とした「民生委員・児童委員意向調査」、地域で活動している組織や団体等を対象とした「地域における活動についての調査」を実施しました。

また、本計画の内容について、地域住民の意見を広く取り入れるため、計画案についてパブリックコメントを実施しました。

■各種アンケート調査等の概要

| | 福祉に関する アンケート調査 | 民生委員・児童委員 意向調査 | 地域における 活動についての調査 |
|-------|-------------------|----------------------|---------------------|
| 調査対象 | 18歳以上の住民 | 町内で活動する 民生委員・児童委員 | 地域で活動している 組織・団体等 |
| 調査方法 | 郵送による配布・回収 | 説明のうえ配布・回収 | 聞き取り |
| 配布数 | 996票 | 31票 | 7票 |
| 有効回収数 | 329票 | 30票 | 7票 |
| 有効回収率 | 33.0% | 96.8% | 100.0% |

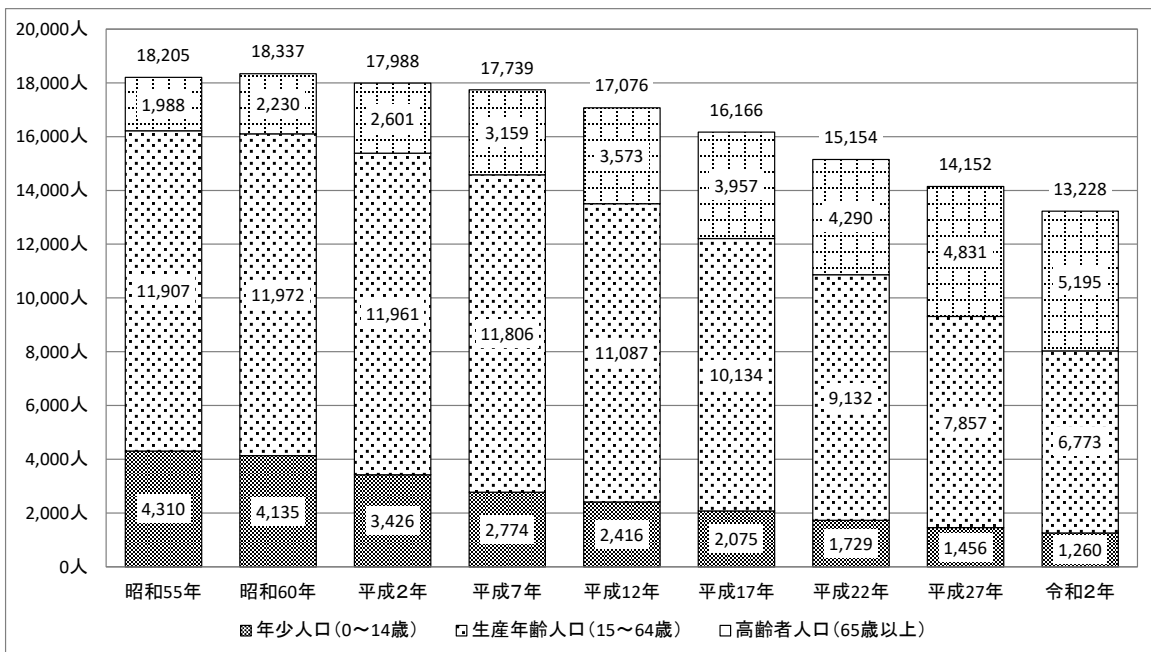
第2章 町の概況

1. 人口・世帯の状況

1-1. 人口

総人口の推移をみると、昭和 60 年以降は減少傾向で推移しており、平成7年以降に減少幅が大きくなり、令和2年には 13,228 人となっています。また、構成割合をみると、「年少人口(0～14 歳)」と「生産年齢人口(15～64 歳)」は減少傾向となっているのに対して、「高齢者人口(65 歳以上)」は増加傾向となっており、令和2年には高齢化率が 39.3%と少子高齢化の進行がみてとれます。

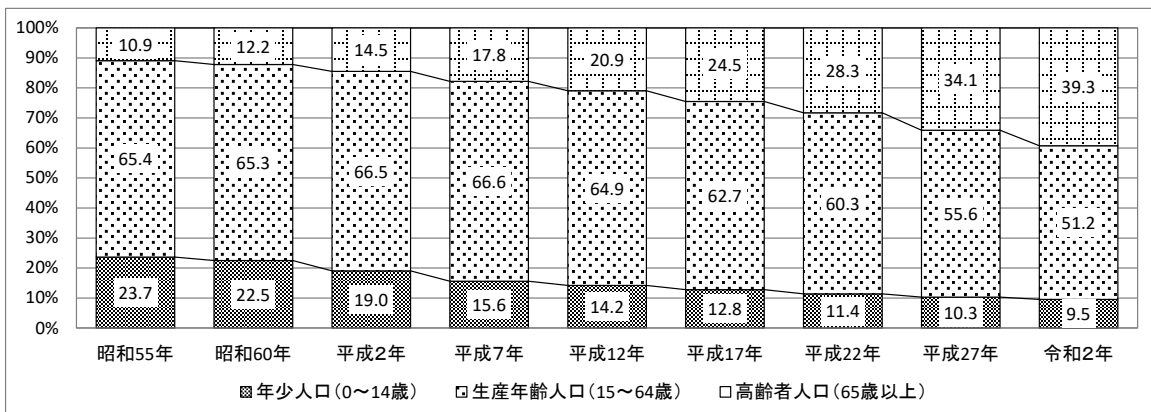
■総人口及び年齢3区分別人口の推移



※国勢調査(各年 10 月 1 日)

※総人口は「年齢不詳」を含むため、各年齢区分の合計と一致しない場合があります。

■年齢3区分別人口の構成割合の推移



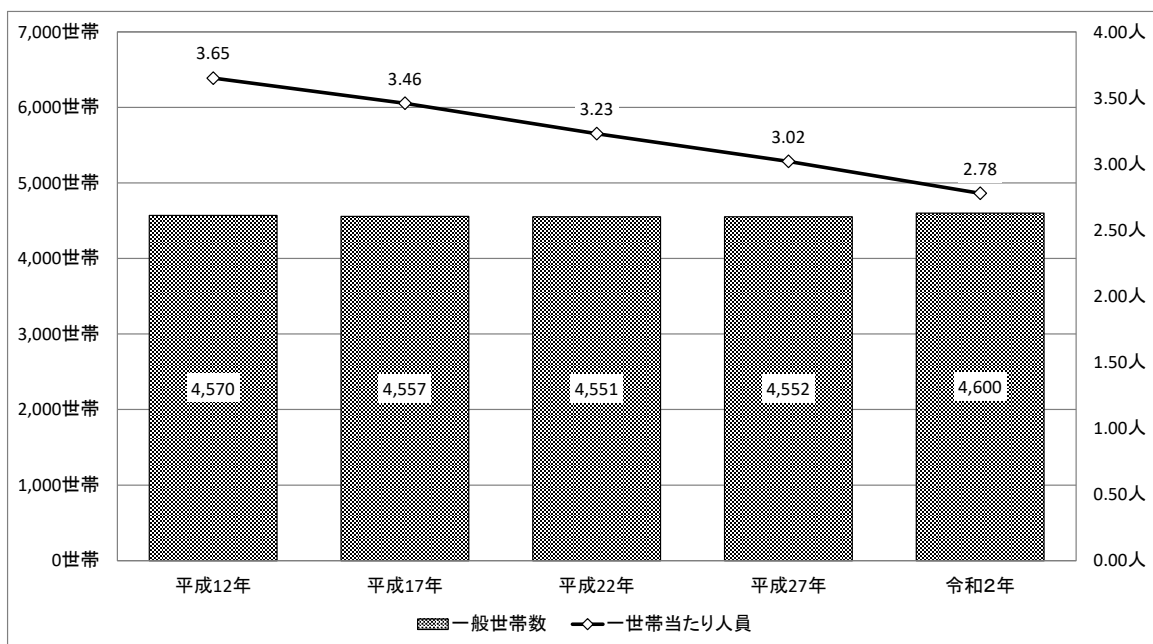
※国勢調査(各年 10 月 1 日)

1-2. 一般世帯数の推移

一般世帯数の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年には4,600世帯となっています。また、一世帯当たり人員は減少傾向で推移しており、令和2年には2.78人となっています。

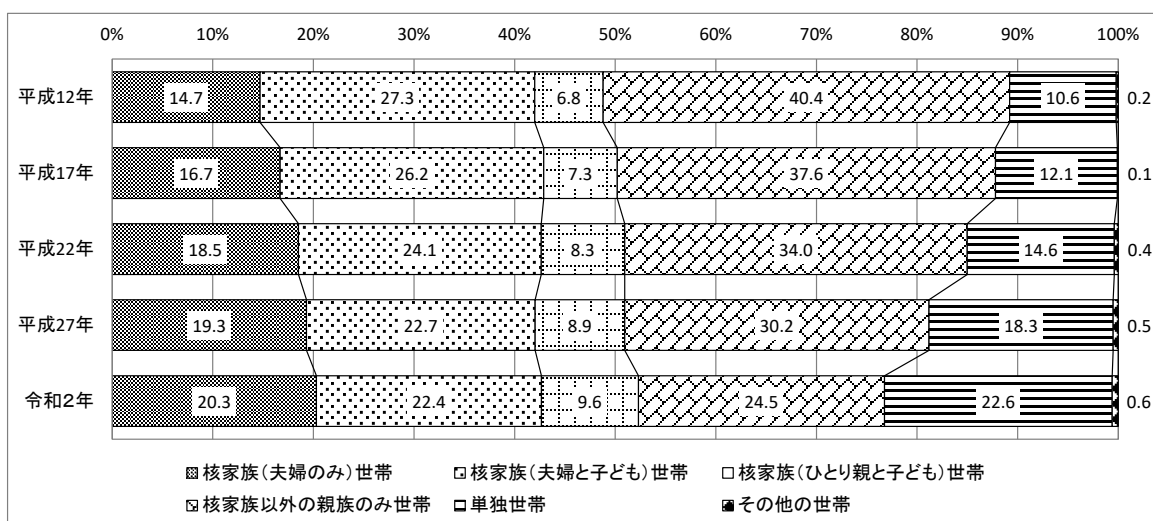
世帯構成の推移をみると、「単独世帯」の増加が目立っており、令和2年には22.6%となっています。また、「核家族(夫婦のみ)世帯」と「核家族(ひとり親と子ども)世帯」も年々増加していますが、「核家族(夫婦と子ども)世帯」と「核家族以外の親族のみ世帯」は年々減少しています。

■ 一般世帯数の推移



※国勢調査(各年10月1日)

■ 一般世帯数の世帯構成の推移

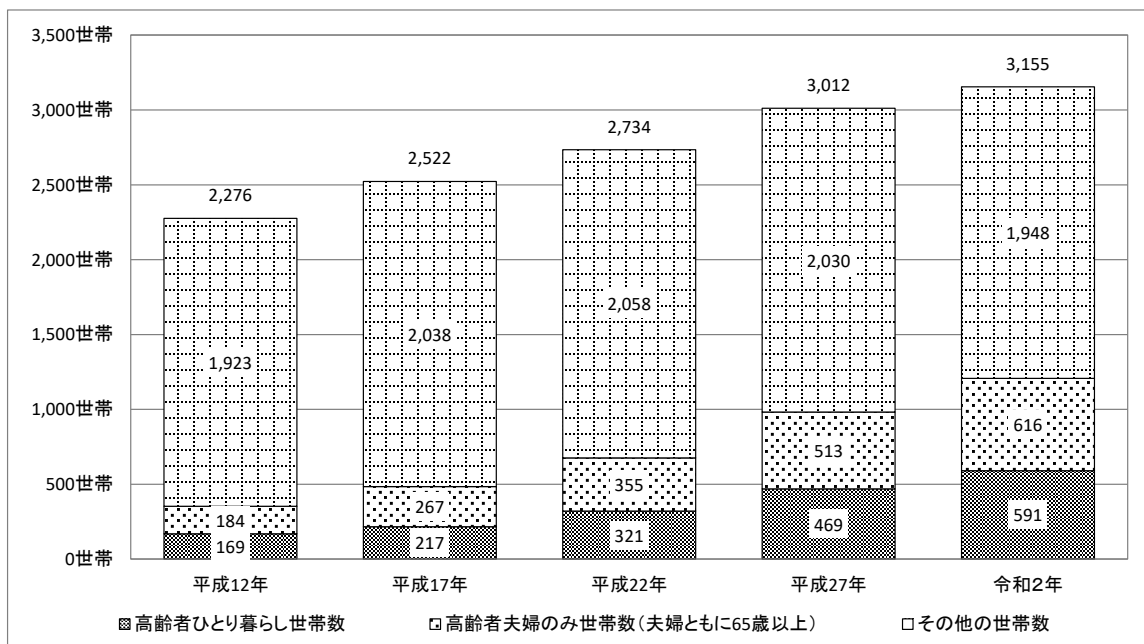


※国勢調査(各年10月1日)

高齢者のいる世帯数の推移をみると、総数は増加傾向となっており、令和2年には3,155世帯となっています。また、「高齢者ひとり暮らし世帯数」と「高齢者夫婦のみ世帯数(夫婦ともに65歳以上)」の増加が目立っています。

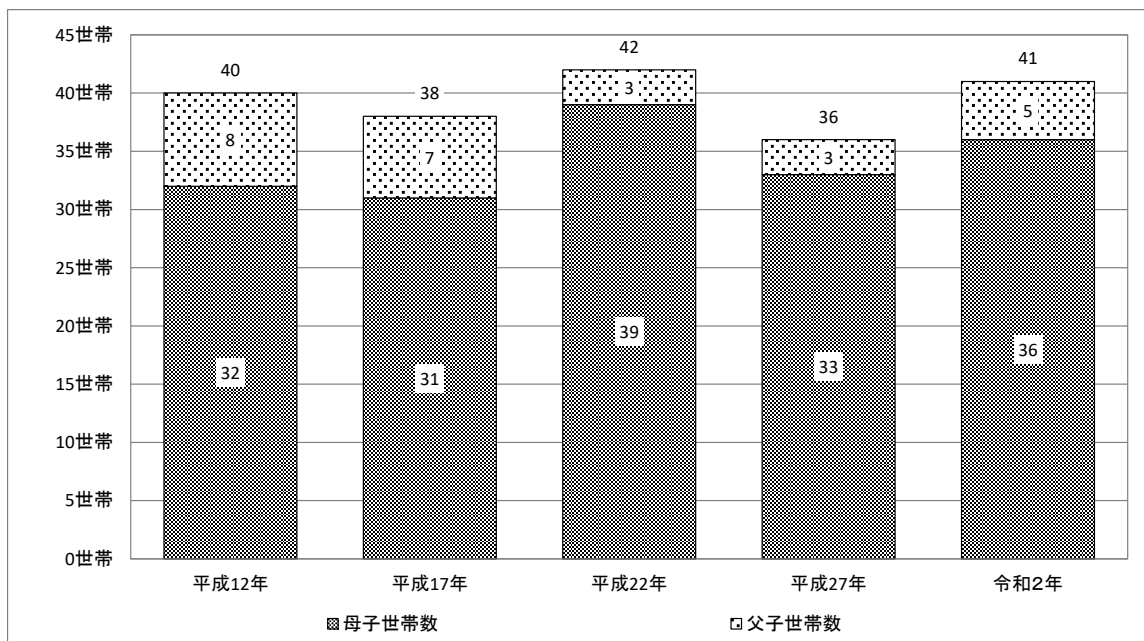
母子・父子世帯数の推移をみると、総数は年によって増減はありますが、おおむね40世帯前後で推移しており、令和2年には母子世帯数が36世帯、父子世帯数が5世帯、総数が41世帯となっています。

■一般世帯のうち高齢者のいる世帯数の推移



※国勢調査(各年10月1日)

■母子・父子世帯数の推移



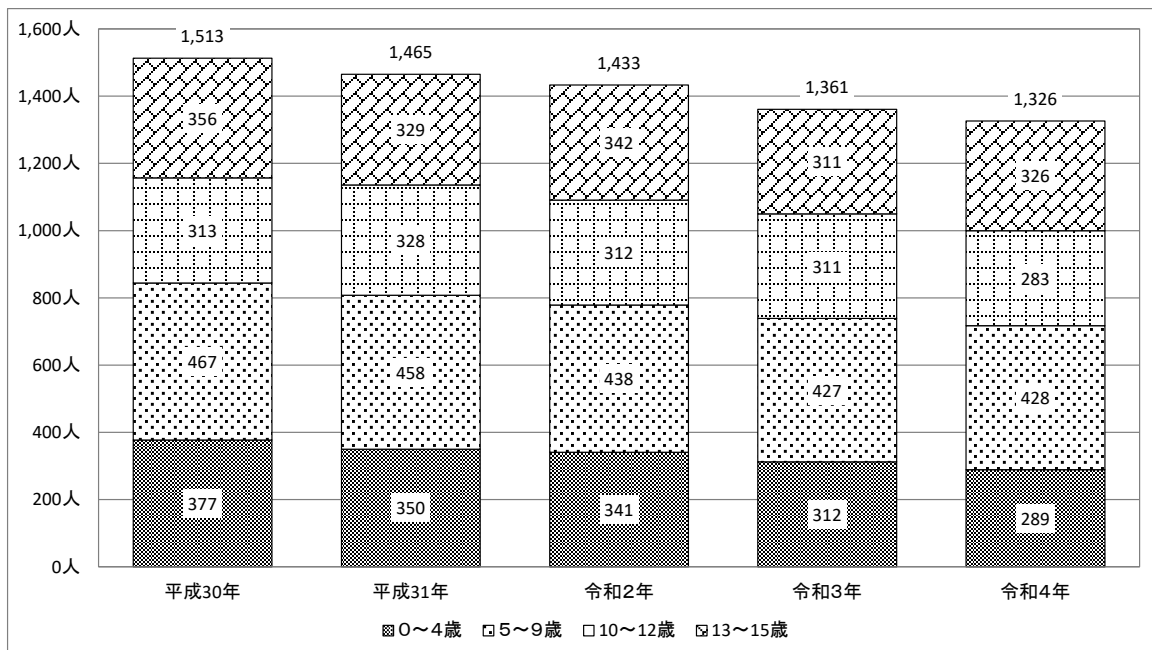
※国勢調査(各年10月1日)

2. 支援を必要とする人の状況

2-1. 児童等の状況

児童等の人数の推移をみると、総数は減少傾向で推移しており、令和4年には1,326人となっています。年齢別にみると、「13～15歳」は年によって増減がありますが、それ以外ではおおむね減少傾向となっています。

■ 児童等の人数の推移

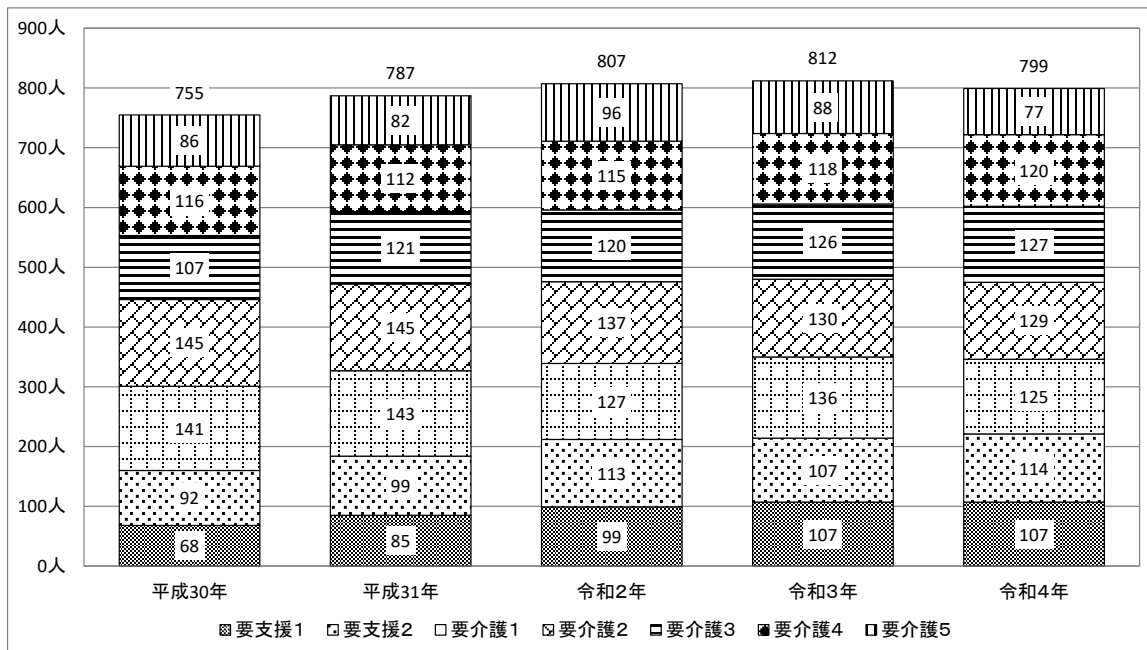


※住民基本台帳より(各年4月1日)

2-2. 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の推移をみると、総数は令和3年までは増加傾向でしたが、令和4年にかけて減少傾向に転じ、令和4年は799人となっています。要介護度別にみると、「要支援1」と「要支援2」、「要介護3」が増加していますが、それ以外はほぼ横ばいか減少しています。

■ 要支援・要介護認定者数の推移



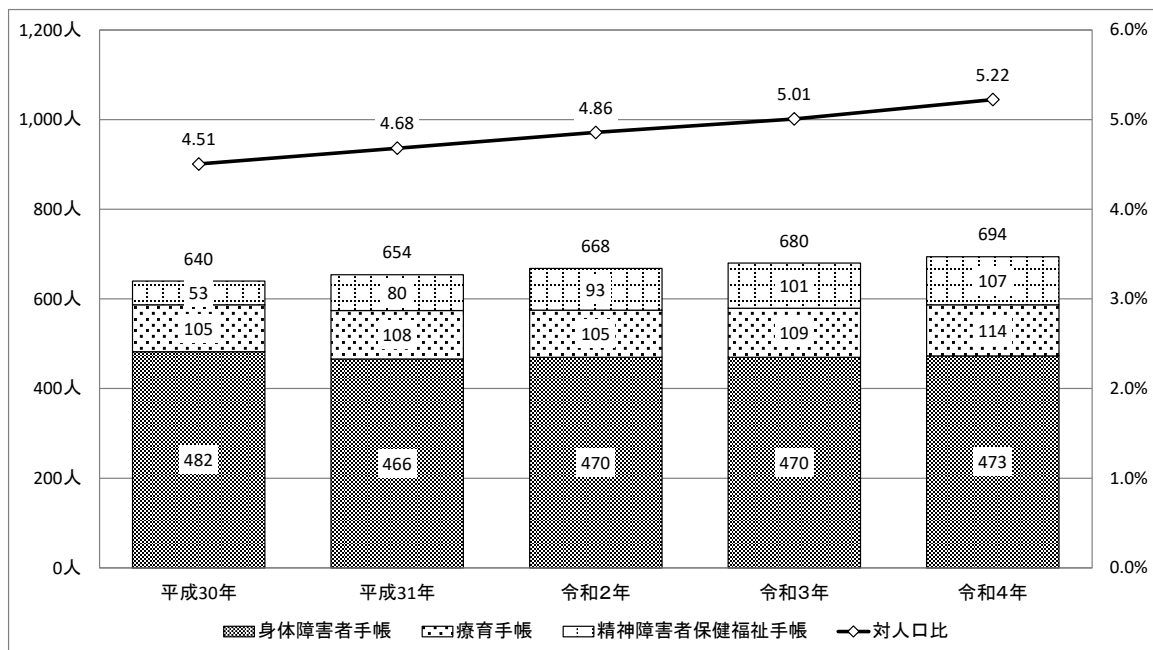
※地域包括ケア「見える化」システムより(各年3月末)

2-3. 障がい者の状況

障害者手帳交付数の推移をみると、総数は増加傾向で、それに伴い「対人口比」も年々増加しており、令和4年には694人、5.22%となっています。また、手帳の種類別にみると、「身体障害者手帳」はほぼ横ばいで推移していますが、「療育手帳」と「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向となっています。

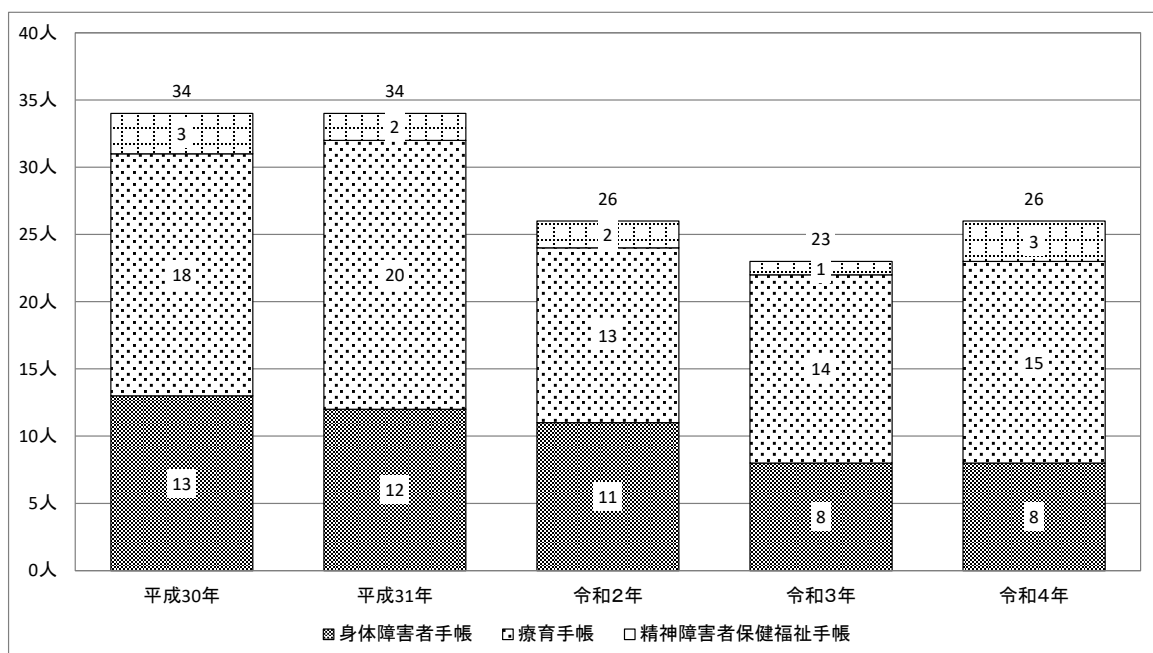
障害者手帳交付数のうち、障がい児数の推移をみると、平成31年から令和2年にかけて減少し、その後はほぼ横ばいで推移しています。

■障害者手帳交付数の推移



※各年4月1日

■障害者手帳交付数のうち、障がい児数

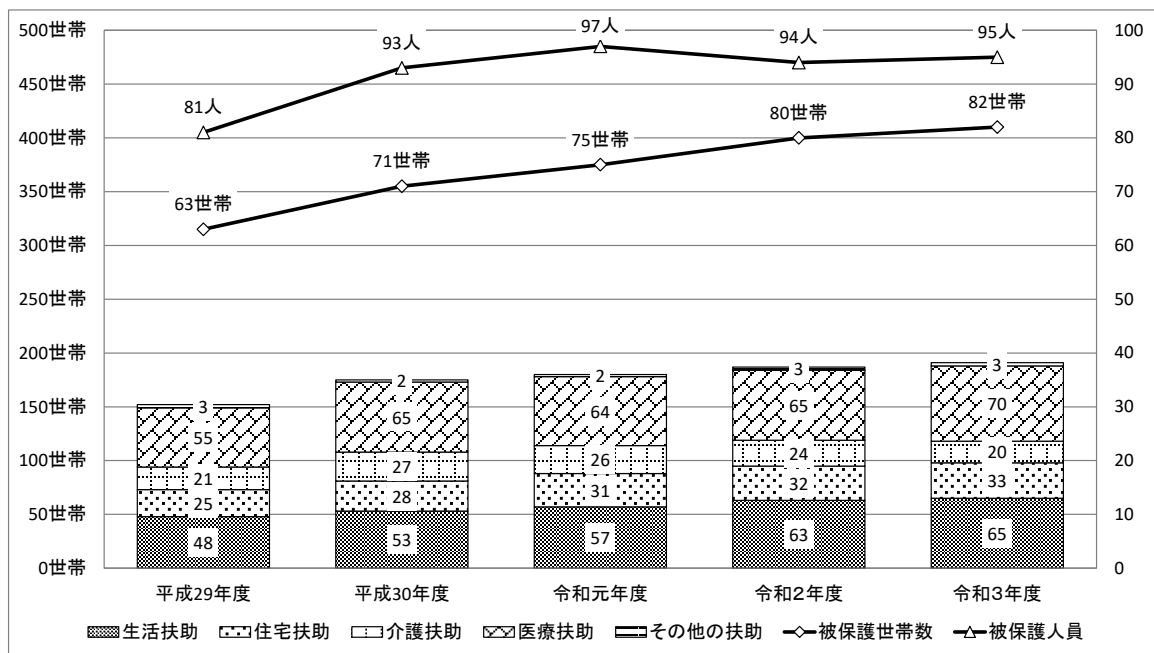


※各年4月1日

2-4. 生活保護の状況

生活保護の推移をみると、「被保護世帯数」は年々増加していますが、「被保護人員」は平成30年度以降はほぼ横ばいでの推移となっており、令和3年度には「被保護世帯数」が82世帯、「被保護人員」は95人となっています。

■生活保護の推移



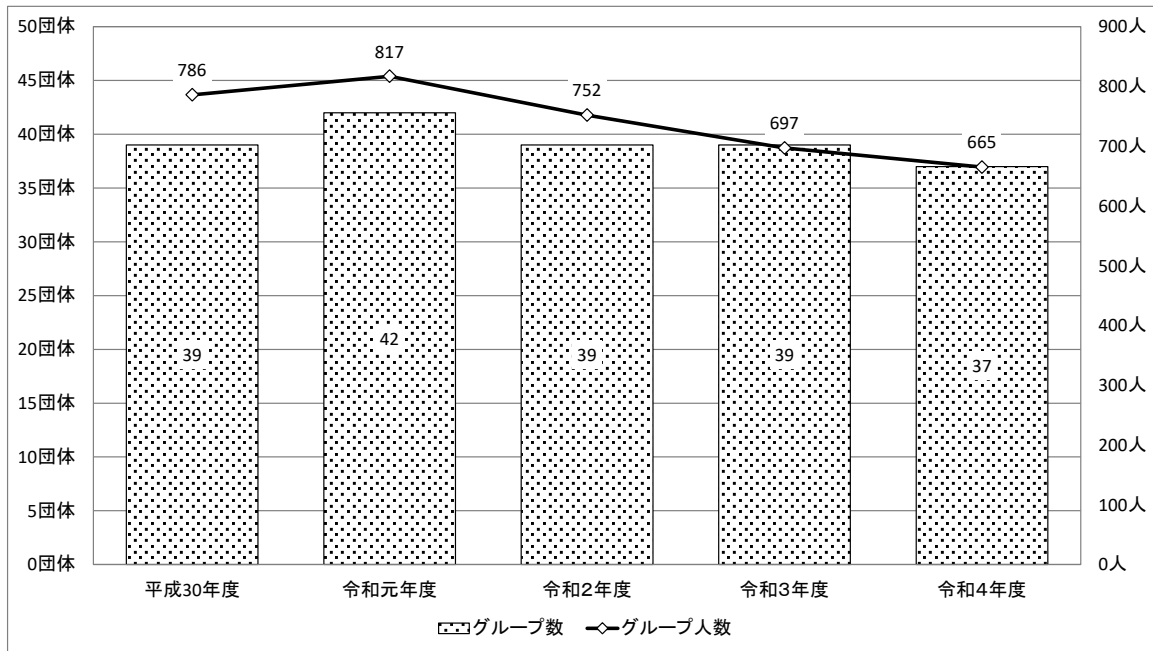
※各年度3月末日

3. ボランティア団体の状況

ボランティア団体数の推移をみると、令和元年度をピークとして近年はわずかに減少し続けており、令和4年度は37団体となっています。また、グループ人数も令和元年度から減少傾向となっており、令和4年度は665人となっています。

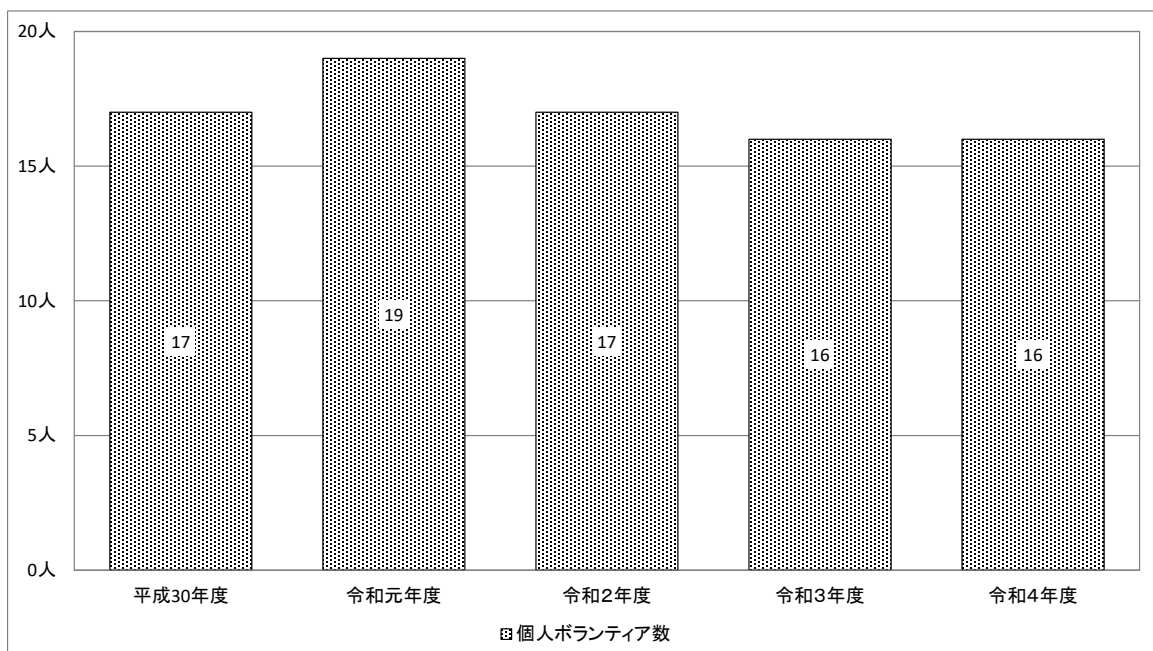
個人ボランティア数の推移をみると、おおむね横ばいでの推移となっており、令和4年度は16人となっています。

■ ボランティア団体数の推移



※各年度4月1日

■ 個人ボランティア数の推移



※各年度4月1日

■ ボランティア活動実績一覧（令和4年3月末現在：延べ人数）

| 活動内容 | 団体 | 個人 | 合計 |
|------------------|---------|-------|---------|
| ア 環境美化 | 1,203 人 | 0 人 | 1,203 人 |
| (1)クリーン作戦等ゴミ拾い | 236 人 | 0 人 | 236 人 |
| (2)花植え・樹木の手入れ・除草 | 967 人 | 0 人 | 967 人 |
| イ 施設等の行事手伝い | 28 人 | 36 人 | 64 人 |
| ウ 施設等への演芸等による交流 | 10 人 | 0 人 | 10 人 |
| エ 食事サービス(配食) | 167 人 | 0 人 | 167 人 |
| オ 朗読、読み聴かせ | 38 人 | 0 人 | 38 人 |
| カ 施設利用者との交流(傾聴等) | 87 人 | 133 人 | 220 人 |
| キ 地域防犯パトロール | 54 人 | 0 人 | 54 人 |
| ク いけ花 | 0 人 | 54 人 | 54 人 |
| ケ 介護予防サポーター | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| コ 献血 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| サ 傾聴ボランティア | 0 人 | 0 人 | 0 人 |
| シ 身障者の送迎 | 0 人 | 4 人 | 4 人 |
| ス ひとり暮らし高齢者支援 | 2 人 | 2 人 | 4 人 |
| セ 会議・研修会への参加 | 18 人 | 0 人 | 18 人 |
| ソ 災害ボランティア | 104 人 | 0 人 | 104 人 |
| タ 施設支援 | 16 人 | 4 人 | 20 人 |
| 合計 | 1,730 人 | 233 人 | 1,963 人 |

第3章 地域福祉に関する住民等の意識とニーズ

1. 福祉に関するアンケート調査結果からみる状況

1-1. 地域福祉や人権・権利擁護について

- ・地域福祉に関する4つの用語の認知状況をみると、「内容を知っている」と「聞いたことはあるが、内容は知らない」を合わせた『言葉は知っている』の割合は、5割台半ばから8割近くを占めています。その一方で、「知らない」は2割から4割強となっています。
- ・虐待等に関する通報義務の認知状況をみると、「知っている」が4割台半ば、「知らなかった」は3割強となっています。
- ・人権・権利擁護に関する4つの制度等の認知状況をみると、「制度の内容を知っている」と「聞いたことはあるが、制度の内容は知らない」を合わせた『制度は知っている』の割合は、4割台半ばから7割弱となっています。その一方で、「知らない」は3割から5割強となっています。

⇒**地域福祉に関する言葉や人権・権利擁護に関する制度等の認知度は低くはありませんが、内容まで知っている人は決して多いとはいえません。また、「知らない」とした人も少なくないことから、地域福祉や人権・権利擁護を推進していくためには、関連する言葉や制度の周知・啓発に努め、地域で支え合う意識や人権等に関する意識の醸成を図ることが求められます。**

1-2. 地域とのかかわりについて

- ・近所との関係をみると、「会えばあいさつをする程度の人がいる」が 31.3%、「立ち話をする程度の人がいる」が 23.7%、「困ったときに助け合う親しい人がある」が 22.8%等となっており、「ほとんど近所とのつきあいはない」という人は 7.6%でした。
- ・地域の集まりへの参加意向をみると、「参加したい」と「どちらかといえば参加したい」を合わせた『参加意向がある』は 46.2%となっており、近所との関係が深いほど『参加意向がある』の割合が多くなる傾向がみられました。
- ・居住地域において助け合い活動がされているかをみると、「そう思う」と「どちらかというと思う」を合わせた『助け合い活動をしていると思う』は 56.8%となっています。
- ・地域の福祉分野の生活課題に対する地域住民の自主的な助け合いが必要と思うかどうかをみると、「必要だと思う」と「どちらかという必要だと思う」を合わせた『地域住民の自主的な助け合いが必要だと思う』は約9割を占めています。

⇒**地域の福祉分野の生活課題に対する地域住民の自主的な助け合いが必要と思っている人は約9割となっていますが、地域において助け合い活動がされていると感じている人は5割台半ばとなっており、少し差がみられました。地域の集まりへの参加意向も半数弱となっていることから、地域への関心をより高め、地域の集まりや地域住民の自主的な助け合いを促進していくことが重要です。**

- ・日常生活での困りごとをみると、「自身や家族の医療・介護に関すること」(17.6%)、「住まいや生活環境に関すること」(15.8%)、「就労や仕事に関すること」(13.4%)等と多くの困りごとがあげられていますが、「特にない」も44.7%と少なくありません。
- ・居住地域における課題をみると、「空き家や空き地の増加」(32.2%)、「地域の住民同士の交流の減少」(23.4%)、「地域リーダーの担い手が少ない」(22.2%)等と多くの課題があげられているのに対して、「特にない」は17.3%でした。
- ・近所の世帯に対して支援・協力できることをみると、「あいさつなどの声かけ」が5割強となっていますが、以下に続く「話し相手」や「災害時の避難支援・安否確認」等については1割台半ばとなっています。また、「特にできることはない」は約2割となっています。

⇒日常生活で困りごとがある人や居住地域において課題を感じている人は少なくありませんが、近所の世帯に対して支援・協力できることは限られている現状がみてとれます。日常生活の困りごとや地域の課題を地域住民が共有することや、支援・協力できることの範囲を広げていくこと等が困りごとや課題解決の一助となると考えられるため、行政による支援等と合わせて取り組んでいくことが大切です。

1－3. 社会福祉協議会について

- ・社会福祉協議会の活動・事業の認知状況をみると、「赤い羽根募金・歳末たすけあい募金活動」(82.1%)や「心配ごと相談(司法書士・弁護士)」(56.2%)、「子育て支援(ファミリー・サポート・センター事業)」(38.3%)等が上位にあげられています。
- ・社会福祉協議会のホームページの認知状況をみると、「知っているし見たことがある」は32.2%となっています。また、広報紙の認知状況をみると、「知っているし読んだことがある」は66.0%となっています。

⇒社会福祉協議会の活動・事業の認知度は、活動・事業によってばらつきがみられました。広報紙の認知度は比較的高く、約3人に2人が読んだことがあるため、広報紙を通じて活動・事業の周知を図ることで、それぞれの活動や事業の認知度を高めるとともに、社会福祉協議会の存在感を高めていくことにつながると考えられます。

1－4. 民生委員・児童委員について

- ・民生委員・児童委員という言葉の認知状況をみると、「どちらも聞いたことがある」が46.5%、「民生委員のみ聞いたことがある」が39.8%となっています。また、年齢が高いほど「どちらも聞いたことがある」の割合が多くなる傾向がみられました。
- ・居住地域の民生委員・児童委員の認知状況をみると、「担当している人は誰か知らない」が68.1%となっています。

⇒民生委員・児童委員という言葉の認知度はある程度ありますが、居住地域を担当している人を知らない人が多くなっています。日頃から各地区担当の民生委員・児童委員やその活動内容等を周知していくことで、民生委員・児童委員の活動がスムーズに進められるよう取り組むことが重要です。特に、若い世代にも周知を図ることが大切です。

1-5. ボランティア活動について

- ・福祉ボランティア活動等の活動状況をみると、「現在活動している」と「以前活動したことがある」を合わせた『活動したことがある』は 25.2%となっています。
- ・福祉ボランティア活動への参加意向をみると、「何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後とも活動を続けたい)」は 7.6%ですが、「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」が 40.4%、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」が 27.7%となっています。
- ・あなたが福祉ボランティア活動に参加するうえで支障となることをみると、「仕事(学業)や家事が忙しく時間がとれない」(60.5%)や「どのような活動があるのかわからない」(30.1%)、「健康や体力に自信がない」(19.8%)等が上位にあげられています。
- ・福祉ボランティア活動の輪を広げるために重要と考えることをみると、「活動の内容をPRする広報を充実する」(55.6%)や「地域の福祉の実態を町民に伝える」(37.4%)、「学校での福祉教育を充実する」(21.9%)等が上位にあげられています。

⇒ボランティア活動に参加したことがある人は約4人に1人となっていますが、興味がある人は少なくありません。ボランティア活動への参加に際して支障となっていることでは、時間がとれないことや活動が知られていないこと等があげられていることから、町の福祉の実態の周知や実施されているボランティア活動のPR等に努めて、ボランティア活動への興味を実践に結びつけていくことが大切です。

1-6. 災害等の緊急時について

- ・緊急時への備えをみると、「防災用品や食料品、飲料水等の備蓄をしている」が 50.5%、「避難場所や避難経路を把握している」が 38.9%となっていますが、「特にしていない」も 28.3%となっています。
- ・緊急時に不安に思うことをみると、「避難所での生活」(59.9%)や「いつ避難すれば良いか、タイミングがわからない」(35.3%)、「緊急時の備蓄などの準備が不足している」(32.8%)等が上位にあげられています。

⇒災害等の緊急時への対策をしている人も多くいますが、対策していない人も約3割と少なくありません。また、避難するタイミングに不安がある人や備蓄等の準備が不足していると感じている人も3割強となっていることから、緊急時の行動に関する知識や十分な備えをしておく意識を醸成する周知・啓発に努めることが重要です。

- ・緊急時における要配慮者への支援体制についてみると、「行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会の連携を深め、ネットワーク体制を充実し、支援を行う」(33.1%)、「行政が要配慮者名簿を充実し、自主防災組織(自治会)など地域の助け合い活動の中で支援を行う」(20.1%)、「民生委員・児童委員や自治会を中心として、要配慮者の名簿を整備し、地域の助け合い活動の中で支援を行う」(16.4%)等があげられています。
- ・緊急時に備え要配慮者対策として取り組むことをみると、「地域や近所での日頃からの協力体制づくり」が43.8%となっています。

⇒緊急時における要配慮者に対する支援体制への考え方は色々とありますが、日頃からの協力体制づくりが重要と感じている人は4割強を占めているため、地域や近所での協力体制の構築に努め、緊急時においても自主防災組織等を通じて要配慮者への支援が行われるよう取り組むことが大切です。

1-7. 町の保健・福祉に関する情報の入手について

- ・町の保健・福祉情報を必要としたことがあったかをみると、「あった」が37.1%となっています。
- ・情報が必要になった際、その情報をすぐに入手できたかをみると、「すぐに手に入れることができた」が73.0%となっています。
- ・必要な情報をどこで入手したかをみると、「公的機関の窓口(町の窓口など)」(39.3%)、「町の広報紙」(19.7%)、「町のホームページ」(18.0%)等が上位にあげられています。
- ・今後、町の保健・福祉情報をどのような方法で入手したいかをみると、「町の広報紙」(66.6%)や「町のホームページ」(50.2%)、「公的機関の窓口(町の窓口など)」(32.8%)等が上位にあげられています。

⇒町の保健・福祉情報を必要としたことがある人は4割弱となっており、その際にすぐに情報を入手できた人は7割以上となっていることから、現状では、必要な情報をすぐに入手することがある程度できていると考えられます。今後に向けては、公的機関の窓口や広報紙等での情報提供体制を維持しつつ、ホームページの利用希望が前回調査から増加していることを踏まえて、ホームページを活用した情報提供を推進していくことが大切です。

1-8. 相談について

- ・暮らしの問題で困ったときの相談相手をみると、「同居の家族」(71.4%)や「知人、友人」(41.9%)、「別居の家族」(32.5%)等が上位にあげられています。「町役場の相談窓口」は14.9%となっています。
- ・町役場の保健・福祉・年金等に関する窓口を利用したことがあるかをみると、「利用したことがある」は34.0%となっています。また、窓口が利用しやすかったかをみると、「利用しやすかった」が90.2%となっています。
- ・町役場の窓口希望することをみると、「1か所で何でも相談や手続きをすることができる」(45.3%)や「別の部署のことも含めて自分に必要な情報や手続きがすぐわかる」(43.5%)、「書類の書き方が簡単で、提出する書類が少ない」(34.0%)、「相談や手続きの窓口を案内してくれる係員がいる」(26.7%)、「自宅からインターネットで必要な情報や申請書を入手したり、申請手続きができる」(26.1%)等が上位にあげられています。

⇒相談事が発生した際に、町役場の相談窓口を利用する人は約3人に1人とそれほど多くありません。しかし、利用したことがある人のうち、利用しやすかったとした人が約9割を占めていました。今後も窓口の利便性の維持・向上を図るとともに、利用促進に努めることも重要です。合わせて、窓口以外での情報提供に取り組み、住民が必要な情報を必要な時に入手できる体制を構築していくことが大切です。

1-9. これからの町の福祉環境について

- ・東庄町をどんな「福祉のまち」にしたいかをみると、「運転免許が無くても不便を感じないまち」(48.0%)、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」(41.3%)、「地域でお互いが支え合い、助け合いができるまち」(34.0%)等が上位にあげられています。
- ・地域での福祉活動推進に向けた町民と行政との関係をみると、「福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、協働してともに取り組むべきである」が43.8%となっています。
- ・今後の東庄町の保健・福祉施策として重要と思う取組をみると、「保健や福祉に関する情報提供を充実させる」(47.7%)、「社会保障制度(年金・保険など)の安定を図る」(40.7%)、「緊急時や災害時に身近な地域で助け合う仕組みを作る」(39.2%)、「身近な場所で相談できる窓口を増やす」(35.9%)等が上位にあげられています。

⇒今後の町の福祉環境については、地域での支え合い・助け合いや行政と町民の協働をあげる人が少なくありません。地域福祉を推進していくためには、地域における困りごとや課題を住民同士が共有し、可能な範囲で地域活動に取り組む意識を持てるよう、地域福祉の考え方の周知・啓発に努めて福祉意識を醸成していくことが重要です。また、保健・福祉関連の情報提供及び情報発信の充実を図り、公的な支援と合わせて地域における生活の充実や福祉活動の活性化を促進することも大切です。

2. 民生委員・児童委員アンケート調査結果からみる状況

・年齢をみると、「65～74歳」が73.3%、「60～64歳」が20.0%となっています。

⇒前回調査に比べて、「60～64歳」は16.7ポイント減少していますが、「65～74歳」は16.6ポイント増加しており、民生委員・児童委員の年齢が高くなっていることがみてとれます。

・現在活動するうえで困りごとがあるかをみると、「困っていることがある」は40.0%となっています。

・現在活動するうえでの困りごとをみると、「相談にどこまで関わればよいかわからない」(58.3%)や「地域の情報が収集できない」(58.3%)等が上位にあげられています。

⇒活動するうえで困りごとがある人が4割と少なくなく、地域の情報収集や相談への対応に困っている人が多くなっています。

・やりがいについてみると、「とても感じる」と「どちらかというと感じる」を合わせた『やりがいを感じる』は93.3%となっています。

・負担感についてみると、「とても感じる」と「どちらかというと感じる」を合わせた『負担を感じる』は50.0%となっています。

⇒やりがいを感じている人が多くなっていますが、その一方で負担を感じている人も半数と少なくありません。

・地域福祉活動をしやすいするために必要なことをみると、「住民や団体と協力・連携を図りやすい体制の構築」(63.3%)や「支援の対象者やその家族等の理解」(43.3%)、「地域での活動の中心となる人材の育成」(40.0%)等が上位にあげられています。

⇒地域福祉活動をしやすいために、地域の住民・団体との協力・連携しやすい体制の構築や民生委員・児童委員の活動に対する理解促進、地域リーダーの育成等が求められています。これらの実現を目指すためにも、地域における民生委員・児童委員の認知度を高めていくことが重要です。

・福祉制度等への理解度をみると、「よく理解している」と「大体理解している」を合わせた『理解している』は4割強から7割となっています。

⇒福祉制度等への理解度は、前回調査に比べるとすべての項目(新規設問は除く)で増加しており、民生委員・児童委員の福祉制度への理解が深まっていることがみてとれます。

3. 地域における活動についての調査結果からみる状況

- ・地域における様々な団体等の主な活動内容は、高齢者の健康づくりや外出支援、高齢者や子どもの見守り活動、世代間交流活動、環境美化に関する活動、防災関連の活動、被災者支援のボランティア活動、町観光会館の運営、観光ガイド等となっています。
 - ・地域での活動の成果については、高齢者や小中学生の見守り活動等を通じた交流、小学校・保育園・認定こども園と連携した交流や環境美化活動の実施、防災関連の訓練等の実施、歴史の知識を生かした観光案内によるファン層の拡大等があげられました。
 - ・地域での活動における問題点や課題は、コロナ禍による活動の中止や縮小、小学校の統廃合による交流機会の減少、新規参加者が少ないことや会員の高齢化、慢性的な人材不足等があげられています。
 - ・今後の活動の方向性については、拡大したいが2団体、現状維持が5団体でした。
 - ・今後、取り組みたいことは、高齢者の健康づくり活動や集いの場づくり、児童生徒の見守り活動の定着、世代間交流、活動のPR等があげられました。
- ⇒コロナ禍により団体等の活動は大幅に制限されており、特に人々が集まることが難しい状況であるため、交流活動等への影響が大きくなっています。加えて、構成員の高齢化等による人材及び後継者不足等も深刻化してきています。また、今後については、現在の活動をベースとした取組を希望する団体等が多くなっています。**

- ・地域で活動する際に連携・協働している組織・団体等は、「社会福祉協議会」と「民生委員・児童委員」が最も多くあげられており、以下、「シニアクラブ」や「町」、「自治会」、「保育園・こども園」、「小中学校」等が続いています。
 - ・連携・協働の内容としては、環境美化活動等のボランティア活動、見守り活動、行事への参加・協力、情報の共有、関係機関と連携した施設運営等があげられています。
 - ・他の組織や団体等と連携・協働する際の問題・課題は、情報交換できる場が少ないことや情報共有できないこと、組織・団体等の役員が数年で交代してしまうために継続性があまりないこと、連携相手と目的が一致しないこと、人員不足等による活動時間や内容の限界等があげられています。
 - ・他の組織・団体等と連携・協働する際に重要・必要と考えることは、組織・団体等の連携・協働に対する意識の向上や組織・団体等の交流による情報共有・相互理解の促進、協働の仕組みづくり、長期的な連携の実施等があげられています。
- ⇒地域で活動する際には様々な主体と連携・協働している様子がうかがえますが、連携・協働する際の情報の共有に関して問題を感じている団体等が多くなっているため、活発な連携・協働に向けて団体等の情報共有や活動内容等に関する相互理解の促進が求められています。**

- ・地域における活動や事業を通して感じる地域の問題点や課題は、コロナ禍による活動の制限、地域の人口減少とそれに伴う空き家の増加や地域行事・交流機会の減少、活動のマナー化、移動手段の少なさ、防災への関心の低さ、地域の観光や歴史への若い世代の関心の低さ等があげられています。
- ・地域の問題点や課題に対する団体等ができる取組では、活動を通じた交流機会の創出や地域住民同士のつながりの構築、参加しやすい活動内容や開催場所等の検討、世代に合わせた活動や周知方法の検討等があげられています。
- ・地域の問題点や課題に対して行政が取り組んだ方が良いと思うことは、地域住民の交流機会の創出、活動をけん引できるリーダーの育成、行政の積極的な地域への関わり、移動手段の充実、若い世代に地域を知ってもらう機会の創出等があげられています。

⇒地域における交流機会が減少していることを問題・課題としてあげている団体等が多くなっています。団体等の取組としては、交流機会の創出や参加しやすい活動の展開等があげられていますが、行政の地域への積極的な関りも求められています。

- ・地域での暮らしをより豊かにするために必要なことをみると、「地域の人が交流できる場の整備」が最も多くあげられており、以下、「ネットワークづくり、見守り体制の整備」や「支援が必要な人への支援体制の整備」、「バスなど公共交通手段の整備」、「自主防災組織等の整備」、「スポーツや文化教養活動の環境整備」等が続いています。
- ・団体等が今後も地域での活動や事業を行っていくために必要と考えることは、地域における交流の場の整備や他団体との連絡・調整手段づくり、見守り活動を地域ぐるみで実施する体制づくり、活動に携わる人々のスキルアップ及び人材確保等があげられています。

4. 第1期計画の振り返り

4-1. 第1期地域福祉計画

基本目標1 地域で支え合う安心ネットワークづくり

(1) 要配慮者等の把握と支援体制の整備

広報等による見守りネットワーク事業の周知や避難行動要支援者名簿の整備を行い、見守り・援助活動を推進していますが、災害時の連絡体制や避難方法、名簿未登録の要配慮者の把握等が課題となっています。

また、虐待防止や生活困窮者対策、ひきこもり等への対策等については、相談窓口の設置及び周知、民生委員や中核地域生活支援センター等と連携した早期発見・支援の取組の実施等に努めており、相談支援や関係機関等と連携した早期対応等につながっています。その一方で、対象となる事象の把握方法や複雑化したケースへの対応、相談件数の少なさ、職員等の知識・ノウハウの向上等が課題といえます。

(2) 災害時や緊急時の支援体制の充実

災害時や緊急時に備えて、避難行動要支援者名簿の整備や施設との福祉避難所協定の締結、医療的ケア児に対する個別避難計画の作成及び訓練等の実施に努めています。また、自主防災組織については区長会等を通じて連携を図っています。さらに、地域住民の防災意識を高めるため、広報紙や町ホームページ等による周知や防災メールの配信等を行っています。

しかし、防災を担当する部署との連携不足や広報紙等を見ない人に向けた周知方法が課題となっています。加えて、自主防災組織の単位である区に未加入の人が増加しているため、その対応を検討することも必要となっています。

(3) 外出・移動支援の充実

ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりとして、障がい者専用の駐車スペースを整備しました。また、移動手段に関しては、東庄町地域公共交通会議を設置して検討を進めるとともに、千葉県JR線複線化等促進期成同盟へ参加して、交通手段の利便性向上に取り組みました。外出支援巡回バス「お出かけ号」についても、運行ダイヤの見直しや停留所の設置場所の調整、車両の変更等を行って利便性の向上を図っています。

外出・移動支援に関する課題としては、地域資源の不足や担当者の専門知識不足等があげられています。

(4) 交流活動の推進

交流事業の活性化として、ふれあいまつりや住民福祉大会への参加や東荘園を立ち上げましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により定期的な開催ができないことがありました。加えて、少子高齢化により行事の実施が困難になりつつあることや内容のマンネリ化等も課題といえます。

また、小学生等を対象として郷土芸能教室や歴史教室を開催し、地域の伝統芸能・行事等の後継者育成や郷土への知識と理解を深めてきました。しかし、指導にあたる団体等の後継者不足解消に向けては長期的な支援が必要となる点や、歴史教室への若い世代の参加者が少ない点等が課題となっています。

(5) 防犯活動の推進

地域住民の防犯意識の向上を図るため、毎年、各区長を防犯指導員として委嘱し、警察署員による講話を実施しています。また、悪徳商法や振り込め詐欺等の被害防止に向けて広報紙等を活用して啓発するとともに、令和元年から香取市消費生活センターと協定を結び、東庄町の住民も相談できる体制を構築しました。

地域の防犯体制づくりとしては、保護司や少年補導員、猟友会等で組織するパトロール隊による防犯パトロールの実施及び地域住民によるパトロール隊の結成等が行われました。

基本目標2 サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 啓発・広報活動の推進

関係機関や相談機関等における情報共有を強化するため、利用者から個人情報利用の同意書を提出してもらい、スムーズな情報共有を図る体制を構築しました。また、広報紙で福祉サービス等の情報を定期的に提供しています。しかし、個人情報をどの程度まで提供してもらうかの判断が難しい点や広報紙での情報提供の内容が固定化している点が課題といえます。

視覚や聴覚に障がいのある人への対応として、窓口にて筆談での対応や読み上げ用機器の設置を行いました。障がいのある人が自ら情報を得ることは簡単なことではないため、より効果的な情報提供方法について検討していく必要があります。

(2) 相談体制の充実

地域住民の多様な相談に対応できるよう、健康福祉課が総合相談窓口として相談を受け付けており、内容に合わせて関係各課や関係機関等と連携を図って支援を行っています。今後に向けては、多様な相談に対応できる人材育成が必要となっています。

また、専門的な相談支援としては、高齢者や障がい者、子育て関連等の悩みや困りごとに対して専門機関による相談支援を実施しており、その周知や迅速な対応等に取り組んでいます。課題としては、総合相談窓口と同様に多様な相談に対応できる人材の育成が必要とされている点や相談支援の効果的な周知方法等があげられています。

地域住民の身近な相談の場として社会福祉協議会や社会福祉法人、事業者等との相談体制の連携強化を図るとともに、多様化・複雑化している相談へ対応できるよう各種相談員や民生委員・児童委員の資質向上や相互の連絡体制整備等に努めました。しかし、相談件数がそれほど多くないため、こうした相談支援があることの周知に努めていく必要があります。

(3) 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

在宅福祉サービスの充実を図るため、申請等で窓口を訪れた人に実施している事業の案内や説明等を行いました。その一方で、各種福祉サービス等を必要としている人でサービス利用に結びついていない人の把握が困難となっています。また、グループホームの設置条件を満たせなかった点も課題となっています。

福祉サービスの質の向上や利用者が適切なサービスを選択できるよう、福祉サービスの内容等を町ホームページで公表していますが、町内に事業所が少なく、事業者の誘致もできていない状況があり、今後の課題となっています。

(4) 福祉サービス利用者の権利擁護

日常生活自立支援事業は社会福祉協議会で実施しており、支援の必要な人を社会福祉協議会へつないでいますが、今後も必要な人に届くよう事業の周知を図る必要があります。また、成年後見制度の普及を図るため、地域住民向けの講演会を開催しました。

DVの相談があった際は迅速にケース会議を開催し、関係機関等と連携して支援を行うとともに、保護の依頼があった際も関係機関等と連携して適切な対応に努めてきました。課題としては、明確な相談窓口の設置や保護後の自立に向けた支援の拡充等があげられています。

(5) ケアマネジメントの充実

福祉全般にわたる総合的な相談体制を確立するため、庁内関係各課や専門機関との連携強化に努めています。また、地域ケアマネジメント体制の充実を図るため、ケアマネジャーと連携して情報交換を行うとともに、障がい分野では香取広域で連携して困難事例等の情報交換を行っています。その一方で、関係機関との連携では医師会との連携をより強化する必要があることと、困難事例に対する専門的知識の不足等が課題となっています。

(6) 公共施設の活用・充実

町庁舎に併設された公民館の利用を促進するとともに、統合された旧小学校の体育館を地域に貸し出して有効利用されるよう努めました。

また、安全に道路を利用できるよう舗装路のポットホール等の修繕は随時行っていますが、現状ではバリアフリー化までは至っていません。民間施設のバリアフリー化についても、事業者への周知が課題となっています。

基本目標3 地域福祉を支える多様な担い手づくり

(1) 福祉学習の推進

家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供については、学校との連携や学習機会の提供方法等の検討が必要となっています。また、小中学生が高齢者施設等を訪問して交流を図っていましたが、新型コロナウイルス感染症により現在は実施できていません。

生涯学習活動の一環として、障がい者の生きがいをサポートした講座の開催や、高齢者を対象としたプログラムに人権教育や世代間交流を取り入れています。しかし、福祉関係団体等と連携しつつ地域住民のニーズに沿った講座を開催することが難しい点が課題となっています。

男女共同参画については、広報やチラシ等による意識啓発に取り組みました。今後は、より男女共同参画の視点を持った活動となるよう検討していく必要があります。

人権に関する啓発・学習に関しては、小中学校における人権教室の実施や人権について考える人権週間を設ける等により啓発に努めていますが、学校に対して、啓発に関する教材等の周知を図る必要があります。

(2) ボランティア活動の推進

ボランティア活動の啓発に取り組んできましたが、地域のボランティア活動やボランティアのニーズが十分に把握できておらず、また、新型コロナウイルス感染症により地域の行事が中止となったため、ボランティア活動の機会も少なくなっています。

ボランティアコーディネーターの育成やボランティア体験事業等については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、実施まで至りませんでした。また、住民福祉大会を団塊世代へボランティア活動を知ってもらう機会としていましたが、新型コロナウイルス感染症により中止となった年もあり、住民福祉大会に代わる機会や手段を検討していくことも必要とされています。

(3) 地域福祉関係団体との連携の強化

地域の福祉関係団体の支援や連携強化として、地域住民主体の障がい児を持つ親の会が設立されたことや、こじゅリンクを作成して子育て世代の相談場所の周知を図りました。今後は、地域の団体同士をつなげていけるよう取り組むことが求められます。また、社会福祉協議会の運営に対して補助を行い、地区社会福祉協議会等を含めて連携強化を図っていますが、年々複雑化している相談事への対応が課題となっています。

4-2. 第1期地域福祉活動計画

基本目標1 地域で支え合う安心ネットワークづくり

(1) 低所得者への支援の充実

夏季・歳末見舞金に関しては対象となる世帯を訪問して状況を把握できており、民生委員との連携強化にもつながっています。また、災害見舞金に関しては、町と連携して被災世帯へ当日又は翌日に支給しています。課題としては、訪問対象世帯は町県民税非課税世帯となるため、その他の世帯への訪問や支援があまりないことや、被災世帯の人が怪我等により不在の場合の対応等があげられています。

各種資金の貸付に関しては、相談に対して迅速に対応することができており、複数の問題を抱えている人を関係機関へつなげることができました。また、返済の負担を軽減するためにフードバンクを活用することができました。その一方で、相談に来ない、できない人に対する早期発見の取組や慢性的に金銭管理ができない人への指導等が課題となっています。

住所不定者に対しては、事情を確認したうえでの対応ができていますが、町外の人の場合には返済されない場合に連絡が取れなくなることがあります。

(2) 防災支援体制の整備

町や防災ボランティアが主催する災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練に参加し、一連の流れを訓練しました。また、事前登録ボランティア制度を構築し、迅速な対応ができるよう取り組みました。今後に向けては、社会福祉協議会が主催する災害ボランティアセンター立ち上げ訓練の実施や、社会福祉協議会職員の知識を深めていくこと等が求められます。

80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯を対象として住宅用火災警報器を取り付けることで、火災予防の周知と防災意識の醸成につながっていますが、対象者の確認作業等に時間を要することが課題となっています。

(3) 東庄町ファミリー・サポート・センターの推進

習い事や保育施設への送迎・預かり等の定期的な援助サポート活動の利用が増加しています。その一方で、サポート会員の高齢化が進んでおり、サポート会員数の減少が予想されていることや、東庄町ファミリー・サポート・センターをより広く知ってもらえるよう周知方法を検討していくことが課題となっています。

(4) 障がい児者・ひとり親家庭等の支援の充実

ひとり親家庭への支援として、夏季見舞品配付事業や日帰りレクリエーション、新春ふれあい交流会等を東庄町ひとり親家庭福祉推進員や東庄町手をつなぐ親の会世帯と協力して実施しています。これらの事業については各事業の認知度向上やコロナ禍による事業内容の検討等が課題となっています。

東庄町手をつなぐ親の会では会員旅行等による親睦を図るとともに、ふれあいまつりへの出店により地域の人々への理解と協力を求めています。会員の高齢化により会員数が減少しています。

東庄町ひとり親家庭福祉推進員はひとり親世帯を定期的に訪問し、困りごとや不安なこと等への相談や指導を行っており、内容によっては関係機関等と情報を共有して支援を行っています。課題としては、会うことができない世帯の状況把握やひとり親であることを知られたくない世帯への対応等があげられています。

基本目標2 サービスを利用しやすい環境づくり

(1) 広報・啓発活動の充実

広報紙「社協とうのしょう」の定期発行や社会福祉協議会ホームページによる行事等の情報発信を行っており、地域住民へ情報を提供しています。課題としては、広報紙は発行時期が毎年同じため似た内容になってしまう点や、新型コロナウイルス感染症により中止となる行事等が多かったため十分な情報発信ができなかった点等があげられています。

ふれあいまつりへの参加や住民福祉大会の開催を通じて、社会福祉協議会とその取組等の周知を図っています。ふれあいまつりの出店に来場者を集める方法や住民福祉大会へ多く参加してもらえる方法等の検討が課題となっています。

(2) 在宅及び高齢者等への福祉サービスの充実

見守りを兼ねた配食サービスや料理教室等では、対象者及び参加者の健康や状況の確認を行っていますが、ボランティアの高齢化による人材不足や対象者の減少、参加者の固定化等が課題となっています。

ひとり暮らし高齢者日帰り研修会や健康づくりグラウンドゴルフ大会、高齢者いきいきレクリエーションは多くの参加者がおり、健康増進や閉じこもりの防止、交通安全や消費者被害防止等のPRにもつなげられています。その一方で、行事の周知が届かない人への対応や新規参加者及びシニアクラブ会員以外の参加者が少ないこと、同時に行う相談等の専門人材の日程調整等が課題となっています。

紙おむつ支給事業に関しては、在宅での紙おむつ使用期間を1か月に短縮したことにより対象となる人の範囲が拡大され、支給枚数も1月 30 枚となったため支給された枚数を把握しやすくなりました。しかし、入院・施設入所・死亡等による停止の連絡がない場合が多くあることや、家族と連絡がつかずに配達できない場合等が課題となっています。

いきいきサロン事業は各地区社会福祉協議会の主催で開催していますが、地域によって、実施状況に差があります。

(3) 権利擁護の推進

日常生活自立支援事業は地域包括支援センター等との連携により利用者の増加と適切な支援につながっています。しかし、財産管理に関しては利用者の希望が優先されることから、浪費傾向のある人への対応が難しい点が課題といえます。

心配ごと相談事業として弁護士・司法書士相談や一般相談を実施していますが、相談内容によっては時間内に終わらないことがあります。

消費者被害防止ネットワーク事業として、各団体の行事や地域住民が多く集まる機会(健診時等)に講習会を開催するとともに、周知啓発に取り組み被害の防止に努めています。しかし、団体等に所属していない地域住民への周知啓発の不足が課題となっています。

基本目標3 地域福祉を支える多様な担い手づくり

(1) 福祉教育の推進

福祉教育の推進に向けて、小中学校、こども園の福祉活動について情報共有を図るとともに、住民福祉大会にて小中学校の活動の発表機会を設けています。課題としては、町内の幼稚園と小学校の統廃合があったため、統合後の地域が広すぎて地区ごとの活動が難しくなったことや、コロナ禍による施設訪問が難しいこと等があげられています。

夏休みわくわく体験では盲導犬とふれあうことで障がい者や盲導犬への理解を深め、手話教室では住民福祉大会にてあいさつや日常会話を参集者に向けて発表しました。しかし、どちらの取組も参加者が少ない点等が課題となっています。

高齢者疑似体験セットの貸し出しでは、高齢者に対する理解を深めることにつながりましたが、福祉活動の事業に組み込むことまではできませんでした。

(2) ボランティア活動の推進

ボランティアコーディネート事業として、社会福祉協議会の広報紙やホームページを通じて町内のボランティア活動の情報発信を行いました。加えて、町からのボランティア活動保険料の助成も続いており、登録者の負担軽減につながっています。また、ボランティア連絡協議会の運営を通じて、日帰り研修会等を開催してボランティア同士の交流を深めています。しかし、新型コロナウイルス感染症により活動が制限されているため、ボランティアへの意識の衰退がみられ、高齢化しているグループの解散等が懸念されます。

フードバンクに対しては町民から様々な食品の寄付を受けていて、その量は年々増加しており、食料支援を求めている生活困窮者へ生活に合わせた食糧支援を行っています。これまで食料を購入するために借入れをしていた人が食料支援を受けることで、借入れをしなくて済むため負担の軽減につながっています。

課題としては、寄付された食品の賞味期限の短さや好みに合わない食品が返品されること等があげられています。

町内一斉クリーン作戦は、町民課の協力により回覧を通じて周知を図ることができました。収集ボランティアでは古切手とテレホンカードを収集しており、広報紙を通じて収集依頼を出した結果、古切手は行政機関から多く提供されました。今後に向けては、郵便物が減少している点や未使用テレホンカードを通話料に活用できることの周知等が課題となっています。

見守りネットワーク事業に関しては、協力団体の集会等において事業内容の周知に努めましたが、協力団体からどのくらいの報告があったのかは社会福祉協議会には連絡がないため不明です。

基本目標4 社会福祉協議会の基盤強化

(1) 組織体制及び財政基盤の強化

財源の確保として、区に加入している世帯等の個人会員への協力依頼や事業所等の賛助会員の増加に努めました。また、各地区区長を通じて地域住民への募金の協力依頼やふれあいまつりでのイベント募金等を実施しています。課題としては、区に参加していない人が増えているため、会費や募金が減少傾向であること等があげられています。

福祉サービス利用者の苦情解決に向けて、相談窓口として広報紙やホームページ等で周知に努めており、どんな相談でも気軽にできる窓口を設けておくことが求められています。

社会福祉協議会の認知度向上の取組として、受けた相談を内容に沿って関係機関へつなぐとともに通年事業の周知に努めました。コロナ禍では行事等が中止になり周知の機会も減少していますが、今後もより一層周知に取り組むことが必要です。

(2) 地区社会福祉協議会の活動支援の充実

地区社会福祉協議会では地区ごとに花植えや環境美化活動、グラウンドゴルフ大会、いきいきサロンの開催、通学路の見守り等を行っており、地域における交流機会の創出やいきがづくり等に取り組んでいます。

課題としては、小学校の統廃合により様々な活動の内容や実施方法の検討が必要となっていることや、新型コロナウイルス感染症によりいきいきサロン等の開催が難しいこと等があげられています。

第4章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

本計画における「東庄町地域福祉計画」は、「第6次東庄町総合計画」を上位計画としており、ここでは町の将来像として「躍動 連携 地域力 とうのしょう ～地域の宝を地域の力で次代へ～」を掲げ、保健・福祉分野では政策目標を「元気と絆の社会づくり」として、行政・関係機関・地域が連携した地域包括ケアシステムの確立及びそのネットワークを活用したすべての人が安心して暮らせる地域づくり、子どもを産み育てやすい環境づくりの一層の推進等に取り組んでいます。

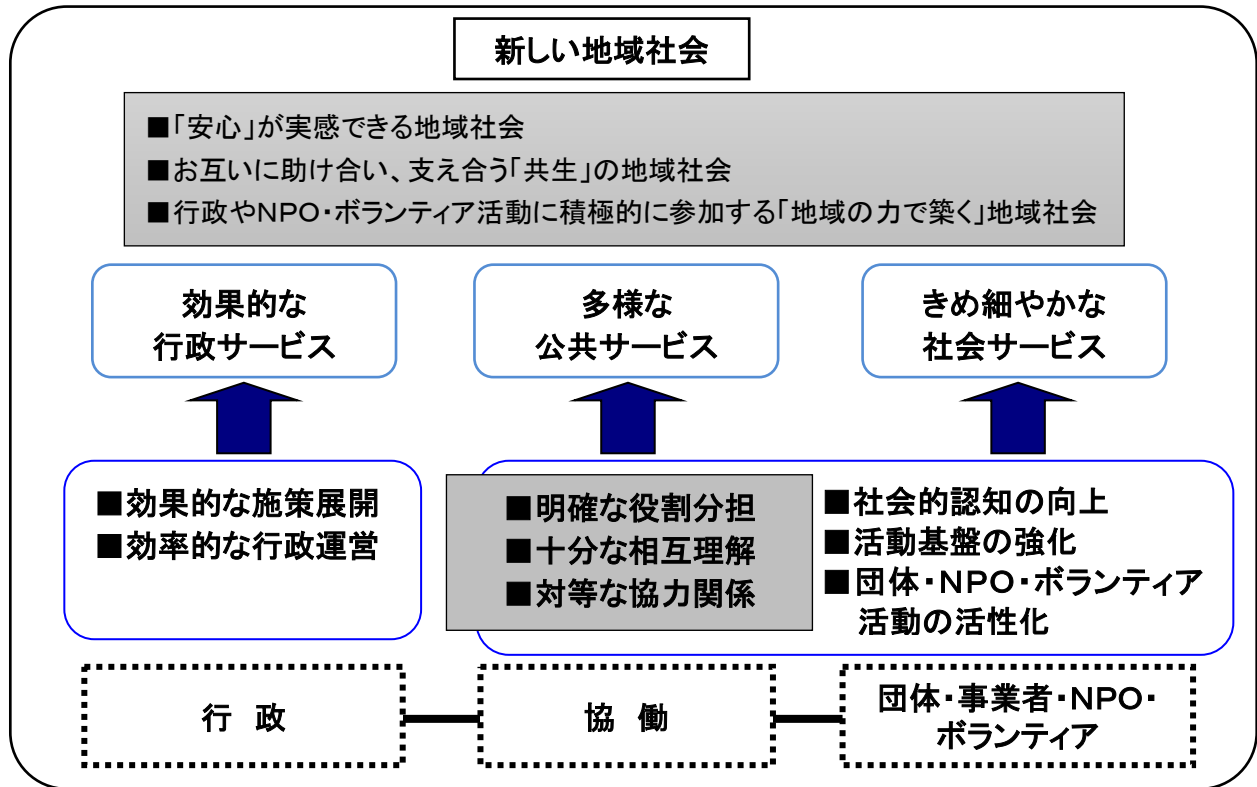
また、本計画における「東庄町地域福祉活動計画」は地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画であり、具体的な活動目標等について明らかにするとともに、地域住民の地域福祉への参加意識の醸成を図り、地域住民や地域の保健・福祉等に携わる関係団体・事業者等の参加や協力、協働等による多様な福祉活動や福祉サービスの推進を図ることを目的としています。

これらの考え方を踏まえ、地域における複雑化・複合化した問題や課題を解決し、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくため、地域住民や地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる様々な主体が協働し、地域において相互に支え合いながら問題や課題の解決に取り組む「地域共生社会」の実現を目指して地域福祉を推進していくことから、第1期計画及び第1期活動計画の基本理念「地域の力で築く 安心・共生のまち とうのしょう」を引き継いでいきます。

【基本理念】

地域の力で築く 安心・共生のまち とうのしょう

■東庄町地域福祉計画・地域福祉活動計画における「目指す地域社会の像」



2. 基本目標

基本目標1 地域で支え合う安心ネットワークづくり

誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていけるよう、地域で支援を必要としている人の把握やその支援体制の整備に取り組みます。また、災害時や緊急時の支援体制の充実を図るとともに、外出や移動支援、交流活動、防犯活動についても推進し、地域住民一人ひとりのやさしさや思いやりに基づいた、みんなで支え合う安心ネットワークのまちづくりに取り組みます。

基本目標2 サービスを利用しやすい環境づくり

福祉サービスを必要とする人が適切なタイミングで適切なサービスを選択して利用できるよう、様々なサービスに関する情報提供体制や相談支援体制の充実を図るとともに、サービスが適切に提供されるよう、保健・医療・福祉サービスの連携強化やサービスの質の向上に努めます。

また、年齢や性別、障がいの有無等に関わらずすべての人の権利が守られ、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていけるよう、権利擁護の取組を推進します。

基本目標3 地域福祉を支える多様な担い手づくり

地域福祉を推進していくためには、地域住民が思いやりの心を持って、地域における支え合いや福祉に対する理解を深めることが求められるため、福祉学習の推進やボランティア活動の促進に努めるとともに、地域で活動する多様な団体・事業者等との連携強化を図り、地域の人々の福祉意識の醸成と支え合いの仕組みづくりに取り組みます。

3. 施策体系

基本理念…地域
の力で築く
安心・共生の
まち
とうの
しょう

基本目標 1 地域で支え合う安心ネットワークづくり

1-1. 支援を必要とする人の把握と支援体制の整備

1-2. 災害時や緊急時の支援体制の充実

1-3. 外出・移動支援の充実

1-4. 交流活動の推進

1-5. 防犯活動の推進

基本目標 2 サービスを利用しやすい環境づくり

2-1. 啓発・広報活動の充実

2-2. 相談体制の充実

2-3. 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

2-4. 権利擁護の推進

基本目標 3 地域福祉を支える多様な担い手づくり

3-1. 福祉学習の推進

3-2. ボランティア活動の促進

3-3. 地域福祉関係団体との連携強化と社会福祉協議会の基盤強化

第5章 施策の展開

基本目標 1 地域で支え合う安心ネットワークづくり

1-1. 支援を必要とする人の把握と支援体制の整備

地域では様々な人々が暮らしており、その人々が抱える問題や課題は多岐多様なものとなっています。最近では、高齢者や障がい者、ひとり親家庭等の住居や就労の問題、子育てと介護を同時に行うダブルケア、子どもが家事や家族の世話等を行うヤングケアラー、経済的な困窮や子どもの貧困、ひきこもり、空き家の増加等の様々な問題が顕在化してきており、新たな社会問題となっています。

こうした状況を踏まえ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていけるよう、支援を必要とする人を的確に把握し、地域をあげて支えていくことが必要となっています。

自治会や民生委員・児童委員、地域包括支援センター、ボランティア、社会福祉協議会、行政等、多様な組織・団体等によるネットワークを構築して地域における支え合い活動に取り組んできており、引き続き、ネットワークの構築及び連携の強化に努め、必要としている人に適切な支援を届けられるよう取り組んでいきます。

■地域住民に期待する行動

- ・地域の問題や課題に関心を持ちましょう
- ・新たな社会問題や地域の問題・課題への理解を深めましょう
- ・行政や社会福祉協議会、地域で活動している団体・事業者等が行っている様々な問題への支援について理解を深めましょう
- ・様々な問題を抱えている人が身近にいる場合は、気にかけて、相談窓口等を紹介しましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-------------------------|--|
| 地域での見守り・助け合いネットワーク事業の充実 | 何らかの支援を必要とする人や徘徊者等にとって最も身近な地域住民による見守り・援助活動のほか、民生委員・児童委員やサービス提供事業者等による見守り活動、保健師による訪問・見守り活動、防災関係機関との連携等、全町的に多様なネットワーク事業の一層の充実に努め、プライバシーに配慮しつつ見守り・援助活動を推進します。 |
| 虐待防止ネットワークの推進 | 高齢者や障がい者、子ども等への虐待を未然に防止するため、虐待防止に向けた周知や虐待防止ネットワークによる虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の権利擁護を含めた問題解決に向けた関係機関との緊密な連携を推進します。また、携わる人々のスキルアップに向けて研修会や各種講座への積極的な参加を促進します。 |
| | 保護者や介護者等の身体的・精神的ストレスによる虐待を予防するため、相談体制の充実及び相談窓口の周知、負担軽減のための事業の充実に努めます。 |

| 主な取組 | 内容 |
|------------------------------|---|
| 生活困窮者対策や就労支援、住まいの支援の強化 | 民生委員・児童委員等の地域で活動する人々と連携して貧困状態にある世帯や子どもの早期発見に努めるとともに、中核地域生活支援センターと連携し、相談支援事業の強化や周知、就労支援、その他包括的な支援に努めます。 |
| | 高齢者や障がい者、認知症者等が同一の事業所でサービスを受けたり、就労できるような共生型サービスの場の整備に努めるとともに、障がい者の就労に関する出張相談の開催及び周知に取り組みます。 |
| | ひとり親や障がい者等に対し、ハローワーク等と連携し、一般就労の促進を図ります。 |
| | 高齢者や障がい者等が住み慣れたところで在宅での生活が可能となるよう、引き続き、住宅の改修への支援や居住環境の提供及び相談支援等に関する周知等に努めます。 |
| ひきこもり者や制度の挟間にいる人に対する分野横断的な支援 | 高齢者や障がい者の閉じこもり等、町内に居住するひきこもり状態にある人やその家族の実態把握に努めるとともに、相談窓口の周知や対応力の向上、地域との交流機会の提供等、必要とする支援を行います。 |
| | 育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、母子保健関係機関等と連携し、親子の居場所づくりの充実に努めます。また、閉じこもりがちな親子の把握に向けて、子育て支援センターの周知及び健診時の声かけ等に取り組みます。 |
| | 発達障がい児等、新たな支援が必要な分野について、関係機関等との連携強化を図るとともに、療育検討会等において支援体制づくりを検討していきます。 |
| | 保健・医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした人等の社会復帰の支援に関係機関と連携して取り組みます。 |
| | 適切な支援につなげることができるよう、中核地域生活支援センター等の専門相談機関の周知を図るとともに、連携した早期支援に努めます。 |
| 自殺対策の推進 | 「東庄町自殺対策計画」に基づいて、悩みを一人で抱え込まない環境づくりを促進するとともに、誰も自殺に追い込まれることのない環境構築に向けて地域住民、関係機関、行政が一体となってこころの健康づくりと自殺対策に取り組みます。 |

■ 社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|---------------------------------------|---|
| 見守りネットワーク事業への協力 | 社会福祉協議会とその関連団体は、地域住民とのふだんのお付き合いや関わりの中で「あれ？」「おや？」と思うことがあった場合、地域の民生委員・児童委員や町健康福祉課に連絡し、早期対応につなげていきます。 |
| 低所得者への支援の充実 | 見守りを兼ねて、支援が必要と思われる世帯(町県民税非課税世帯等の低所得世帯)に対して、夏季や歳末に見舞金を支給して福祉の増進を図ります。 |
| | 低所得世帯や高齢者、障がい者世帯に対し生活の助長を図るために、生活資金等の貸付を行います。資金貸付と相談・支援を行うことにより、世帯の経済的自立や在宅福祉・社会参加の促進を図ることを目的としているため、引き続き、民生委員・児童委員を通じて、相談窓口の周知に努めます。 |
| | 火災等の災害に遭われた世帯に対し、町と連携して、慰安を兼ねて見舞金を支給します。 |
| | 住所不定者等へ法外援護費として支給しています。 |
| 東庄町ファミリー・サポート・センターの推進 (東庄町からの受託事業) | 地域において、育児のお手伝いをしたい人(サポート会員)と、育児のお手伝いをしてほしい人(利用会員)を組織化し、会員相互の育児に関する援助活動により、地域における子育て支援の充実を図っており、引き続き、ファミリー・サポート・センターの認知度向上と活動への理解を深めるための周知啓発に努めるとともに、利用会員の子育てニーズに応えられるよう、サポート会員の増加と資質向上、関係機関等との連携強化に取り組んでいきます。 |
| ひとり親家庭への支援の充実 | 高校3年生までの子どもがいるひとり親世帯のうち、見舞品を希望する世帯に対して、東庄町ひとり親家庭福祉推進員が見舞品を届けながら世帯の近況等の把握を行い、必要に応じて相談等の支援を行います。引き続き、定期的に希望調査を行い、世帯の近況等の把握とサービスの周知に努めます。 |
| | ひとり親世帯相互のコミュニケーション促進や親子の絆を深めるため、東庄町ひとり親家庭福祉推進員の協力の下、日帰りのバス遠足を行います。今後に向けて、参加促進に努めるとともに、コロナ禍でも可能なレクリエーションを検討していきます。 |
| | ひとり親世帯と東庄町手をつなぐ親の会世帯がお互いに交流を図りながら、町の管理栄養士を講師に迎え、親子の絆を深めるため家庭でもできる簡単なクッキングを行います。参加者の固定化がみられるため、今後はクッキング以外にも参加できる企画を検討します。 |

| 主な取組 | 内容 |
|---------------------------------|--|
| 交通遺児援護事業 (千葉県社会福祉協議会からの受託事業) | 陸上交通事故等により父又は母を失った18歳未満の遺児及び18歳未満の遺児のいる世帯を対象として、激励のための見舞金を支給します。 |
| 障がい児者団体の支援の充実 | 東庄町手をつなぐ親の会、東庄町身体障害者福祉会、東庄町子育てサークルきずなの当事者団体へ助成金を交付し、会員の学びや広く地域の人々に理解と協力が得られるよう情報の共有を含め活動を推進していきます。 |

1-2. 災害時や緊急時の支援体制の充実

近年は全国的に自然災害が多発していることもあり、災害時等に支援が必要な人の安全を確保することは、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らしていくためには重要なことです。特に、高齢者や障がい者等は自力での避難等の安全確保が困難なことも多くあるため、事前に十分な支援体制を構築することが求められます。

今後も引き続き、行政による防災施策の推進を軸として、地域での自主的な防災活動や支援体制の構築等を促進し、多様な主体による災害時等の支援体制の充実に努めます。

■地域住民に期待する行動

- ・地域の防災活動に関心を持ちましょう
- ・自分だけは大丈夫と思わずに、日頃から災害等に備えておきましょう
- ・地域の防災訓練等に積極的に参加しましょう
- ・地域の避難所や避難経路について、日頃から確認しておきましょう
- ・災害等の緊急時のために、家族間の連絡方法等を決めておきましょう
- ・日頃から積極的にあいさつや声かけをして、顔見知りの人を増やしましょう
- ・身近で配慮が必要と思われる人を気にかけてみましょう

■ 行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|----------------------|--|
| 災害時に配慮が必要な人への支援体制の構築 | <p>関係機関・団体等と連携し、災害時に対応する災害ボランティアの育成や避難行動要支援者名簿及び緊急連絡体制の整備等、防災ネットワーク体制の充実を図ります。</p> <p>プライバシー保護に配慮しながら、要配慮者が必要とする支援について地域住民の理解を求め、災害時に避難誘導等の支援を必要とする人の把握に努めます。また、医療的ケア児に対する個別避難計画の作成についても充実できるよう取り組みます。</p> |
| 自主防災組織の育成・支援 | 地域ぐるみの防災体制の充実を図るため、自主防災組織の育成と充実に取り組みます。 |
| 防災意識の高揚 | 町の広報紙やホームページ等を通じ、災害時における避難場所等の周知を図ります。今後に向けては、より広く周知できるようSNSの活用や看板の設置等、様々な手段を検討します。 |
| 災害対策拠点となる公共施設の整備充実 | 災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設等の耐震化を進めており、引き続き、整備に努めます。 |

■ 社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-----------|--|
| 防災支援体制の充実 | <p>災害発生時に備えて、災害ボランティアセンターの活動内容の周知啓発や協力者の育成を図るため、東庄町の開催するイベント等でPRや受付体験の実施に取り組みます。また、ボランティアの事前登録制度や災害ボランティアセンターに寄せられる様々なニーズの受け入れに関する周知にも努めていきます。加えて、災害時にボランティア活動を迅速かつ円滑に進められるよう、町防災演習への参加や災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施等に関係機関・団体と連携して取り組みます。</p> <p>火災による逃げ遅れを防ぐため、80歳以上のひとり暮らし高齢者で火災警報器未設置の世帯を対象として、希望者に火災警報器の設置を行います。今後に向けては、火災警報器の設置が義務化されていることの周知等に努めます。</p> |

1-3. 外出・移動支援の充実

高齢者や障がい者、子ども等、誰もが自由に外出して、地域における活発な社会参加を促進するためには、公共施設等のバリアフリー化や道路等の歩行環境の改善、交通安全の推進、利用しやすい移動手段の確保等が重要です。

そのため、ユニバーサルデザインや「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(通称、障害者差別解消法)の考え方の周知・啓発に努めるとともに、通勤・通学・通院・買い物等の移動がしやすくなるよう様々な支援策の充実に取り組みます。

■地域住民に期待する行動

- ・ユニバーサルデザインやバリアフリー、障害者差別解消法等への理解を深めましょう
- ・困っている人を見かけたら、できる範囲で手助けするように心掛けましょう
- ・地域の交通環境や公共施設等で危険なところがあった際は、町へ情報提供しましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|--------------------------|---|
| ユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくり | 今後、新たに設置する施設等については、高齢者や障がい者のための特別な仕様でつくるのではなく、すべての人が安全で快適に利用できるユニバーサルデザインの視点を取り入れたまちづくりを進めます。 |
| | 公共施設の障がい者専用駐車スペースの整備を進めており、引き続き、公共施設等の駐車場整備に取り組みます。 |
| | 公共施設や道路、交差点等の段差解消、自歩道の整備等のバリアフリー化に取り組みます。また、「東庄町自転車活用推進計画」に基づいた自歩道の整備にも取り組みます。 |
| | 不特定多数が利用する民間施設について、事業者への理解を深め、施設のバリアフリー化を促進します。 |
| 公共交通や移動手段の充実 | デマンドタクシーの実証運行及びニーズ調査を実施し、その結果に基づいて地域公共交通計画の作成に取り組むとともに、交通機関の有機的連携等により通勤・通学者の利便性向上を図り、高齢者や学生等の自家用車利用が困難な地域住民の交通手段となる公共交通の一層の充実に努めます。 |
| | 医療機関への通院や買い物等に便利に利用できるよう、引き続き外出支援巡回バス「お出かけ号」について巡回路線や停留所の設置場所等の改善に努め、高齢者や障がい者の外出の支援と生活の質の維持に努めます。 |
| | 「高齢者タクシー利用料金助成制度」及び「福祉タクシー利用料金助成制度」の継続や支援が必要な方を対象とした「移動支援事業」の充実に努めます。 |

■社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|----------------|--|
| 公共交通や移動手段の活用促進 | デマンドタクシーの実証運行実施のため、利用者登録業務や地域住民への運行内容の説明を行い、利用者登録及び活用の促進を図ります。 |

1-4. 交流活動の推進

支え合いの地域づくりを進めるには、地域の人々の活発な交流が必要不可欠です。近年は、地域におけるつながりの希薄化が社会問題となることもあり、様々な問題を抱えている人や配慮が必要な人の孤立化につながるおそれもあります。

そのため、地域住民同士や地域住民と地域で活動する人々等が地域において交流できる機会の創出や交流場所の整備等、交流の促進に取り組み、地域の人々の一体感の醸成に努めます。

■地域住民に期待する行動

- ・日頃から積極的にあいさつや声かけをして、顔見知りの人を増やしましょう
- ・地域の行事や活動等に積極的に参加しましょう
- ・地域の行事や活動等に参加する際は、隣近所の人や友人を誘って一緒に参加しましょう
- ・新しく地域に入ってきた人を温かく迎え入れましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-----------------|--|
| 世代間交流の促進 | 高齢者や障がいのある人にとっては生きがいづくりの場として、また、子どもにとっては社会性や協調性を養う機会として、地域のあらゆる交流事業の活性化を進めます。今後に向けては、新型コロナウイルス感染症により定着しつつある新しい生活様式へ対応した形での事業実施等を検討します。 |
| | 高齢者の知恵や技能を若い世代へ伝えていけるよう交流事業を検討します。また、地域の伝統文化・歴史にふれる活動を通じた世代間・地域間交流を促進します。 |
| 地域行事を通じた住民交流の促進 | 地域における昔からの行事の開催支援や新たな地域イベントを開催し、地域での住民相互の交流やふれあいの機会づくりに努めます。 |
| 地域の活動拠点の充実 | 地域における活動拠点の確保・充実のため、町庁舎等の公共施設を核とした拠点施設の整備やユニバーサルデザインの推進等に努め、引き続き、多様な既存施設の有効活用を図ります。 |

■社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 地域における住民との交流 機会の充実 | ふれあいまつりへ参加し、募金活動等を通じて地域住民や関係団体等と交流を図ります。 |
| | 町内社会福祉関係者が一堂に会する機会である住民福祉大会を開催し、地域住民や福祉関係者との交流を図ります。 |
| | 各地区社会福祉協議会の事業を通じて、地域住民の参加する交流行事により世代間交流を図ります。 |

1-5. 防犯活動の推進

近年、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれるケースが増えてきており、警察や関係機関の取組とともに、地域における日頃からの自主的な防犯の取組の重要性が増してきています。

そのため、防犯に関する情報提供の充実や地域の団体・事業者等と連携した見守り・声かけ運動の実施、防犯体制の整備等を促進し、地域ぐるみの防犯活動を推進することで地域住民の防犯意識を高めるよう取り組みます。

■地域住民に期待する行動

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の防犯活動に関心を持ちましょう ・自分だけは大丈夫と思わずに、日頃から防犯を心掛けましょう ・日頃から積極的にあいさつや声かけをして、顔見知りの人を増やしましょう |
|--|

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|--------------------|---|
| 地域防犯ネットワークの構築 | 防犯に関する講習会等を引き続き実施し、地域住民一人ひとりの防犯意識の向上に努めます。 |
| | 高齢者や障がい者等を狙う悪質商法及び子どもが巻き込まれる事件等を防ぐための周知啓発に努めます。また、悪質商法については香取市との消費生活に関する協定を維持し、香取市消費生活センターでの消費生活相談を実施します。加えて、青少年育成団体や地域の防犯活動への支援を行う等、地域や関係団体・関係機関との連携による防犯活動を展開します。 |
| 地域における防犯パトロール組織の整備 | 地域における犯罪を地域住民で防ぐため、行政や関係団体との連携により、地域住民による防犯組織の周知や強化、コロナ禍においてもパトロールを実施できる体制の構築に努め、地域全体で防犯体制づくりを促進します。 |

■ 社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-----------------|--|
| 消費者被害防止ネットワーク事業 | 悪質商法や日常生活で使用している身近な製品の事故等による被害等、地域住民の抱える消費トラブルの解決に向けて、東庄町を始めとした関係機関等と連携をとりつつ、相談窓口の周知や被害防止の呼び掛けを行います。 |

基本目標 2 サービスを利用しやすい環境づくり

2-1. 啓発・広報活動の充実

地域福祉の意識醸成や地域の活動及び団体等について興味を持ってもらうこと、福祉サービスを必要とする人が適切なタイミングで適切なサービスを選択して利用できること等を実現していくためには、関係機関や相談機関等に関する情報、地域で活動している団体や活動等に関する情報、福祉サービスに関する情報等を発信していくことが必要となります。

そのため、提供する情報の内容や対象者に合わせて多様な情報発信・提供手段を活用するとともに、伝わりやすい表現を心掛ける等、情報提供体制の充実を図ります。

■ 地域住民に期待する行動

- ・町や社会福祉協議会の広報紙やホームページ、地域の回覧等に関心を持ちましょう
- ・町や社会福祉協議会、地域の団体・事業者等から発信される、地域や福祉に関する情報に関心を持ちましょう
- ・興味を持ったことについて、積極的に情報を収集しましょう
- ・得た情報を、家庭や隣近所、友人同士等で共有しましょう

■ 行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-----------------------|---|
| 情報提供の充実と共有化 | 各関係機関や相談機関における情報提供の充実を図るとともに、個人情報保護に配慮しながら情報の共有化と活用に努めます。 |
| | 町の広報紙やホームページ等により情報を提供しており、今後は提供する情報と提供体制のより一層の充実を図ります。 |
| 利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実 | 視覚障がい者や聴覚障がい者等に配慮し、福祉情報等の必要とする情報を誰もが適切に得られるよう、情報提供体制の一層の充実とその周知に努めます。 |
| 地域福祉についての啓発活動の充実 | 地域住民一人ひとりが福祉に積極的に関わり、地域社会の中で住民相互の支え合いによって助け合う地域福祉の意識の醸成を図ります。 |

■社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|---------------|---|
| 情報提供の充実 | <p>地域の福祉活動等の情報発信として広報紙「社協とうのしょう」を年3回(3月/7月/10月)発行しており、地域住民に対して地域の福祉活動等の情報を広く発信して積極的に伝えていくことで、社会福祉協議会の事業活動への理解と参加及び協力の促進を図り、住民参加による福祉のまちづくりを推進しています。引き続き、関心を高めてもらえるよう、楽しく興味のある広報紙を目指します。</p> |
| | <p>公式ホームページにおいて、実施している事業の概要や様々な行事・イベント等に関するお知らせ等の情報を発信しており、今後も引き続き、情報の常時更新に努めるとともに、地域住民の関心を高める内容となるよう検討し、閲覧件数の増加に取り組みます。</p> |
| 地域における広報活動の充実 | <p>ふれあいまつりへ参加し、民生委員役員等やボランティアグループ東庄町杉の子サークルと協力して赤い羽根共同募金の活動を行うとともに、広報紙「社協とうのしょう」や事業に関するチラシ等を配布して、社会福祉協議会の更なるPRをしていきます。</p> |
| | <p>福祉関係者の協働による「だれもが安心して地域で暮らすことのできる福祉のまちづくり」の一環として住民福祉大会を開催し、町内社会福祉関係者が一堂に会し、地域住民の福祉向上を目指して更なる努力を誓い合うとともに、多年にわたり社会福祉の発展に功績のあった人々を顕彰し、感謝の意を表しています。今後も引き続き、より多くの地域住民に参加してもらえるよう、内容や周知方法、参集範囲の拡大等の検討に取り組みます。</p> |

2-2. 相談体制の充実

地域住民の抱える問題・課題や地域の生活課題等は複雑化・複合化してきており、これまでの高齢者や障がい者、子ども等、分野ごとの相談体制では対応が難しいものも多くなってきています。

そのため、様々な悩みや困りごとを持つ人が深刻な状態になる前に適切に対応できるよう、相談窓口や支援・制度に関する周知・案内の充実を図るとともに、気軽に相談できる仕組みづくりに努めます。また、本人の希望を踏まえて必要とされる支援につなげられるよう、相談対応を行う人々の資質向上や庁内及び関係機関・団体等との連携強化を図り、保健、医療、福祉等を含め専門的な問題にも対応できる包括的な支援体制の充実に努めます。

■地域住民に期待する行動

- ・色々な悩みや困りごとを持つ人々がいることに対して、理解を深めましょう
- ・悩みや困りごととは一人で抱え込まずに、身近な人々や相談窓口へ相談するよう心掛けましょう
- ・町や社会福祉協議会の相談窓口や民生委員・児童委員を始めとした地域で活動する人々等、様々な相談窓口があることを知っておきましょう
- ・身近な人々の相談を受けたら、一緒に対応を考えたり、相談窓口を紹介したりしましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-------------------|---|
| 相談窓口の充実と関係部署の連携強化 | 本町では保健福祉総合センターにある健康福祉課が総合相談窓口となっており、保健・医療・福祉に関する多様な相談に対して一か所に対応することができます。今後も引き続き、多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう相談支援の専門性を高め、関係部署及び専門相談支援機関である中核地域生活支援センター等との連携強化を図ります。 |
| 専門機関における相談支援の充実 | <p>高齢者を対象として介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等を行う地域包括支援センターの周知及び相談支援体制の充実に引き続き取り組めます。</p> <p>障がいについての相談は、障がいを問わず、発達障がい者や難病患者を含め、基幹相談支援センターを中心とした総合的な相談体制の充実に努めます。また、香取広域権利擁護・差別解消部会を活用して、相談支援の周知に努めます。</p> <p>乳幼児の子育てに関する相談については、助産師によるマタニティ・子育て相談室を開催しており、引き続き、保健師や助産師等による相談体制の充実に努めます。</p> <p>健診時等に臨床発達心理士等による発達相談を行い、発達障がい児の早期発見、早期支援に努めます。</p> |

| 主な取組 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 民間機関・施設等の相談体制の充実 | 地域住民にとって身近な相談の場となる社会福祉協議会を始めとした社会福祉法人・事業者等の相談窓口の周知に努めるとともに、相談に関する連携強化を図り、身近な相談窓口から適切な支援につなげられるよう取り組みます。 |
| 各種相談員による相談活動の充実と相互連携の強化 | 相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の研修会参加等による資質向上及び相談窓口の周知を図り、相談（見守り）活動の充実に努めます。 |
| | 各種相談員と連携体制の強化を図る仕組みづくりに努めます。 |
| 民生委員・児童委員等への研修会や講習会の充実 | 地域住民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、地域住民の多様な相談内容に的確なアドバイスができるよう、研修会や講習会への参加を通じて資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。 |

■社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-----------|--|
| 相談支援体制の充実 | 東庄町ひとり親家庭福祉推進員は、東庄町から委嘱され、合わせて15名が各地域に設置されており、ひとり親家庭等に対する相談や指導等を行います。今後も引き続き、東庄町ひとり親家庭福祉推進員の資質向上や民生委員・児童委員及び福祉関係者との連携強化を図るとともに、定期的な家庭訪問を実施し、ひとり親家庭の福祉向上に努めていきます。 |
| | 心配ごと相談事業として、悩みを持つ人がいつでも相談が受けられるよう、弁護士・司法書士相談や一般相談等の各種相談窓口を開設しており、引き続き、相談員の資質向上と相談窓口の周知に努めていきます。 |

2-3. 福祉サービス等の基盤整備と質の向上

地域住民が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、保健・医療・福祉サービスの連携強化や質の向上を図ることが求められます。

そのため、高齢者や障がい者、子ども等の関連計画で実施されている各施策の充実や連携強化を図り、地域で福祉サービスを必要とする人が適切なタイミングで適切なサービスを利用できるよう、保健・医療・福祉の各種サービスを結びつけるケアマネジメントや共生型サービス等の分野横断的なサービス展開を推進していくとともに、地域住民や地域で活動している団体、事業者、行政等が一体となってサービス提供体制の構築・整備に努めます。

■地域住民に期待する行動

- ・保健・医療・福祉サービスの内容や利用方法等の情報を積極的に収集しましょう
- ・町や社会福祉協議会の広報紙やホームページ、地域の回覧等に関心を持ちましょう
- ・得た情報を、家庭や隣近所、友人同士等で共有しましょう
- ・身近に配慮や支援が必要な人がいる場合は、福祉サービスの利用を検討しましょう
- ・身近で配慮が必要と思われる人を気にかけてみましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|---------------------|---|
| 在宅福祉サービスの充実 | 「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」や「障害者福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」等の各施策の周知・充実・連携強化等により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。 |
| 福祉全般にわたる総合的な相談体制の確立 | 子どもから高齢者、障がい者等、福祉全般にわたる多様な課題・ニーズに対応し、必要なサービスが適切に利用できるよう、庁内関係部署や医師会、専門機関の連携による総合的な相談体制を確立します。 |
| 地域ケアマネジメント体制の充実 | 高齢者、障がい者、あるいは子育て等各分野にわたる相談支援やサービス調整の機能を集約する地域ケアマネジメント体制の充実に努め、支援施策全体の検討や困難事例等の相談に関する技術的な支援、研修会等への参加による資質向上、福祉活動の関係者による情報交換の機会等の充実を図ります。 |
| 地域に密着したサービスの充実 | 身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、グループホーム等の地域密着型サービスの充実に努めます。 |

| 主な取組 | 内容 |
|------------------------------------|--|
| 事業者の情報公開の促進 (介護サービス情報公表制度の利用啓発) | 福祉サービスの質的な向上には、行政はもちろん事業者の透明性の高い経営姿勢が求められており、サービス利用者が自らサービスを選択できるように、インターネットを通じて介護サービス情報を公表します。介護サービスや事業所・施設等を適切に選ぶことができるよう、広域での連携と制度の利用啓発に努めます。 |
| 民間サービス事業者の誘導・育成支援 | 地域住民が必要なサービスを利用できるよう、福祉事業を行う民間の事業者に対する地域への誘導や事業運営に係る必要な支援の提供、広域連携による事業提供体制の構築等に取り組みます。 |

■ 社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|----------------|--|
| 安定した食生活への支援の充実 | 食事サービス事業は 80 歳以上のひとり暮らし高齢者世帯等を対象として、対象者の安否と健康状態を確認するとともに、栄養バランスの取れた食事の確保と日常生活の安定を図るため、毎月(8月を除く)1回、ボランティアが調理した弁当を、民生委員・児童委員が見守りを兼ねて届けています。今後も引き続き、ひとり暮らし高齢者の把握と状況確認、人材確保に取り組んでいきます。 |
| | ひとり暮らし高齢者等おせち料理宅配事業は食事サービスを受けている人を中心として、年末におせち料理を届けるとともに安否確認及び相談等の支援を行っています。 |
| | バランスばっちり！料理教室は 60 歳以上の男性を対象として、年に4回、管理栄養士を講師に迎えて食品衛生に関する講話や調理実習等を行い、参加者同士のコミュニケーションを深めています。今後は、料理に限らず生活に役立つ内容の教室として開催する等内容の見直しと新規参加者の増加に努めます。 |
| 日常生活の支援の充実 | 日常生活用具貸付事業は日常生活上介助の必要な人(介護保険適用外含む)を対象として、本人の在宅生活の自立促進及び在宅介護者の介護負担の軽減を図るため、ベッド、マット、車いす等を有料にて貸し出します。急な外出時の利用や介護保険制度による給付を受けられない世帯の需要に対応するため、今後も事業を継続していきます。 |
| | 在宅の高齢者又は重度身体障がい者で、1か月以上、日常的に紙おむつを必要としている人を介護している人に対して、介護世帯の負担を軽減することを目的として、1月 30 枚の紙おむつを支給しています。(東庄町からの受託事業) |

| 主な取組 | 内容 |
|-----------------|--|
| 閉じこもり防止と交流機会の創出 | 65 歳以上のひとり暮らし高齢者を対象として、閉じこもりの防止やひとり暮らし高齢者同士の交流を目的として、日帰り研修を年に1回、ボランティアグループの協力を得て実施しています。今後は、新規参加者の増加を目指し、周知方法の検討等に努めます。 |
| | 家庭内の閉じこもりを防ぐために、東庄町地区社会福祉協議会が地区(神代・笹川・橘・東城)ごとにいきいきサロン事業を開催しており、民生委員及びボランティアの協力の下、認知症予防として楽しいレクリエーションを行っています。今後に向けては、継続的な開催につながるよう地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と情報共有を図りつつ運営していきます。 |
| 健康づくりへの支援の充実 | 高齢者の間で健康増進を兼ねてグラウンドゴルフが盛んに行われていることから、張り切って体を動かす機会として、健康づくりグラウンドゴルフ大会を開催して健康増進につなげています。今後は、より広い層への周知や開催時期の検討等に努め、未経験者や新規の参加者の増加に向けて取り組みます。 |
| | 高齢者いきいきレクリエーションは 60 歳以上の高齢者を対象として、レクリエーションを通じた交流機会の創出と健康づくりを目的として実施しています。今後に向けては、対象年齢の地域住民なら誰でも参加できるということの周知により一層努めるとともに、参加者の増加につながるよう魅力ある種目の実施を検討していきます。 |

2-4. 権利擁護の推進

地域には様々な人々があり、年齢や性別、障がいの有無等に関わらずすべての人の権利が守られ、住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくためには、権利擁護や虐待・ドメスティック・バイオレンス(DV)の防止・解決に取り組んでいくことが求められます。

そのため、判断能力が十分ではない人が不利益を被らないよう権利擁護の取組を推進するとともに、虐待やDVの早期発見・早期対応等を含めた防止・解決の取組を推進していきます。

■地域住民に期待する行動

- ・高齢者や障がい者等、様々な人々を理解するよう心掛けましょう
- ・権利侵害や虐待、ドメスティック・バイオレンスを発見したら、相談窓口等へ連絡しましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|---------------|---|
| 日常生活自立支援事業の推進 | 自らの判断能力が十分でない人等が必要とするサービスを適切に利用したり、日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業について、広く地域住民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実する等、わかりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。 |
| 成年後見制度の普及 | 判断能力の十分でない認知症高齢者及び障がい者等の財産管理や身上監護について、代理権等の権限の与えられた成年後見人が本人を法律的に保護し自立を支える成年後見制度について、講演会等を通じて内容を広く周知し、利用を支援します。 |
| 人権侵害に関する相談の充実 | ドメスティック・バイオレンス(DV)等の人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら、相談体制の充実を図ります。 |
| | また、DV被害者の安全を確保するため、関係機関と連携して一時的な保護や自立支援等に努めます。 |

■社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|---------------------|---|
| 日常生活自立支援事業(愛称:すまいる) | 高齢者や障がい者等、在宅で日常生活を送るうえで十分な判断ができない人を対象として、福祉サービスを適切に利用し、安心して自立した地域生活が送れるよう支援をします。支援するに当たっては、社会福祉協議会専門員が訪問調査をし、契約を結んで生活支援員が利用者宅へ訪問し支援します。 関係機関との情報共有等の連携強化を図り、地域において支援を必要としている人の発見につなげるとともに、利用者に対しては、その状態に応じて成年後見制度等の利用を促進します。 |

基本目標3 地域福祉を支える多様な担い手づくり

3-1. 福祉学習の推進

地域における日常的な問題や課題に気付き、地域に関わる人々が主体的に解決に向けて取り組んでいくためには、地域住民が思いやりの心を持って、地域における支え合いや福祉に対する理解を深めることが必要です。

そのため、学校等と連携・協力して子どもの頃からの福祉に関する学習機会や高齢者及び障がい者等との交流機会の充実を図るとともに、生涯学習等の機会を通じた幅広い年齢層への福祉教育を推進し、地域の人々一人ひとりがお互いを尊重して、地域における支え合いや福祉活動が充実していくよう取り組みます。

■地域住民に期待する行動

- ・地域の問題や課題に関心を持ちましょう
- ・地域における活動や団体・事業者等への関心を持ちましょう
- ・地域の問題や課題について、家庭で話し合う機会を持ちましょう
- ・高齢者や障がい者等、様々な人々を理解するよう心掛けましょう
- ・体験学習や研修会等の福祉に関する学習機会に積極的に参加しましょう
- ・自身が地域福祉の担い手となれることを意識しましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|----------------------|--|
| 家庭や地域での福祉に関する学習機会の提供 | 家庭において親から子へと地域福祉教育が行われるために、親を対象とした地域福祉に関する講座等の実施に努めます。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。 |
| | 一人でも多くの方が福祉に関心を持ち、思いやりや助け合いの精神について理解し、自らが積極的に行動することができるよう、地域福祉について学習する機会を提供します。 |
| 学校教育における福祉教育の推進 | 小中学校の児童生徒を対象に、体験型の福祉教育を推進します。今後は、コロナ禍においても実施可能な体験学習を取り入れていきます。 |
| 生涯学習活動による住民意識の向上 | 生涯学習活動として、社会教育部門や社会福祉協議会等と連携しながら、地域福祉活動に関する講座を充実し、福祉教育を推進します。また、地域においては地域住民のニーズを踏まえつつ、人権学習や世代間交流事業等を積極的に取り入れて地域福祉に関する学習機会の促進に努めます。 |

| 主な取組 | 内容 |
|-------------------|---|
| 男女共同参画の推進 | 男女共同参画の考え方を地域に広く浸透させるために、引き続き、啓発・広報活動に努めます。また、家庭・地域・学校・職場等における慣習やしきたりの見直し等につながるよう、人々の意識改革に向けて長期的に取り組めます。さらに、あらゆる分野における男女共同参画やリーダーの育成を推進します。 |
| 人権に関する啓発・学習活動への支援 | 教育委員会と連携し、学校における人権に関する啓発や学習の支援として、人権教室や啓発ビデオ・機材等の学習教材の貸し出し等を行います。また、人権週間を設け、地域や職場、学校等での人権啓発を促進します。 |

■ 社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-------------------------|---|
| 福祉教育推進事業 | 小中学校へ福祉教育に関する支援を行っており、住民福祉大会において取り組んだ活動について発表しています。また、福祉教育推進会議を開催し、小中学校の福祉活動について情報共有を図っています。しかし、コロナ禍においては児童生徒の福祉施設等との交流が難しいため、他の福祉教育(植物の苗植えや募金活動等)に取り組んでいます。 |
| 体験学習等による高齢者や障がい者等への理解促進 | 夏休みわくわく体験は小学生を対象として、夏休みに盲導犬とのふれあいを通じて、児童生徒の福祉意識の醸成や視覚障がい者に対する理解を深める活動を行っています。 |
| | 聴覚障がい者を講師に迎え、手話での日常的な会話を学ぶ手話教室を開催しています。また、地域住民へ手話を広めるため、小学校児童と交流しながら手話を教え、福祉教育の更なる推進に取り組んでいます。初心者向けの講座を計画する等、引き続き、幅広い世代に向けて手話の普及を図り、災害時等にも手話での意思疎通ができるよう努めていくとともに、聴覚障がい者への理解を深めていけるよう取り組んでいきます。 |
| | 健常者が片麻痺や拘束を体験することにより、動かないことがどんなに大変か等を感じ取り、人にやさしく接することを学ぶ高齢者疑似体験セットの貸し出しや、点字を学習し体験することで視覚障がい者の気持ちを理解する点字機器の貸し出しを行っています。 |

3-2. ボランティア活動の促進

地域住民のニーズが複雑化・多様化してきている中で、様々なニーズへの対応や地域における生活課題の解消には、地域住民が主体的に参画していくことが求められています。

地域住民のボランティア参加促進やボランティア団体の活性化を図るため、ボランティア団体の活動支援や他団体等との交流促進、ボランティア教育等の充実等に努めるとともに、ボランティアに関する情報提供やボランティア体験等への参加しやすい仕組みづくりに取り組みます。

■地域住民に期待する行動

- ・ボランティア活動に積極的に参加しましょう
- ・ボランティア団体の活動に、できる範囲で協力しましょう
- ・地域の行事や活動等に積極的に参加しましょう
- ・地域の行事や活動等に参加する際は、隣近所の人や友人を誘って一緒に参加しましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|---------------|--|
| ボランティア活動の啓発 | 地域住民に向けて、町の広報紙やホームページ等を活用して関係機関等と連携したボランティア活動の啓発を行うとともに、中高校生を対象としたボランティア教育の充実を努めます。また、ポーク&ビア夏祭りはまちおこし隊が中心となり、ふれあいまつりでは中学生にボランティア活動を体験してもらうことで、ボランティアに対する関心や社会参加への意識向上を目指します。 |
| | 地域におけるボランティア活動の把握に努め、地域住民等に対してボランティア活動への参加を呼び掛けます。 |
| ボランティア活動の支援充実 | 安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア活動保険料を助成します。 |

■社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|---------------|--|
| ボランティア活動の推進 | <p>ボランティアコーディネート事業では、町内のボランティア活動に関する情報収集及び情報提供を行うとともに、ボランティア活動者の登録や紹介、活動に関する相談等の支援を行います。また、安心して活動ができるよう町と社会福祉協議会が助成しているボランティア保険の加入を促進しています。引き続き、ボランティアの受け入れに関する情報を積極的に収集するとともに、個人ボランティアの活躍の場の検討やコロナ禍でのボランティアの活動方法の周知等に取り組みます。</p> <p>ボランティア連絡協議会は社会福祉協議会が運営しており、東庄町でボランティア登録している個人又はグループが加入でき、各団体(個人)の特技・特色を生かした活動を始め、様々な行事への協力や相談支援、ボランティア同士の交流を行っています。また、必要に応じて研修会等を開催し、ボランティア登録者の質の向上を図っています。ボランティア登録者がボランティア活動を継続していけるよう、引き続き支援内容等の検討・改善に取り組みます。</p> |
| フードバンクへの協力 | <p>生活困窮世帯等の支援の一環として、まだ食べることができるのに様々な理由で廃棄されてしまう食品・食材を企業や家庭等から引き取り、食べ物を必要としている人達や施設へ無償で届けます。今後も食品・食材募集の周知啓発に努めます。</p> |
| 環境美化活動の推進 | <p>「ゴミのないきれいなまちづくり」を目指して、地域別にボランティアの協力を得て、10月第3日曜日に「町内一斉クリーン作戦」(ゴミ拾い)を行っています。今後は地域住民に広く協力してもらえよう、取組の周知啓発に努めていきます。</p> |
| 収集ボランティア活動の充実 | <p>身近なボランティア活動として、古切手や未使用のテレホンカードの収集を行っています。広報紙に収集依頼を掲載し、集められた古切手は収集団体へ送付し、テレホンカードは社会福祉協議会事務所の通話料に充当しています。引き続き、企業等への協力依頼や未使用テレホンカードを通話料に活用できること等の周知に努めます。</p> |

3-3. 地域福祉関係団体との連携強化と社会福祉協議会の基盤強化

地域福祉を推進していくためには、地域住民や地域で活動する団体・事業者、行政等が多様な分野で連携・協働しつつ活発に活動していくことが必要です。

そのため、地域住民や団体・事業者等の活動への支援の充実に努めます。また、社会福祉協議会をはじめとする地域で活動している団体等と行政の連携強化を図るとともに、地域において多様な主体と協力し合いながら地域福祉を推進している社会福祉協議会の基盤強化にも取り組みます。

■地域住民に期待する行動

- ・地域の問題や課題に関心を持ちましょう
- ・地域で活動する様々な団体・事業者等について関心を持ち、理解を深めましょう
- ・様々な団体・事業者等の活動に、できる範囲で参加・協力しましょう
- ・地域での懇談会等、行政と話し合う機会に積極的に参加しましょう
- ・地域の人々だけでは難しい取組等について、行政と話し合いましょう

■行政の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-----------------------|--|
| 各種団体の支援と連携強化 | 高齢者、障がい者、児童、子育て中の親等の抱える課題を地域で解決できる体制づくりにつながるよう、地域住民がサービス提供事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員等との連携を深める機会の充実に努めます。また、地域で活動する様々な団体や事業者、実施されている事業等の周知に努めます。 |
| 社会福祉協議会との連携強化 | きめ細かい福祉サービスを提供するため、社会福祉協議会を地域福祉推進上の中心的な組織として位置付け、事業運営や募金活動等に対する支援を実施し、地域の福祉活動を推進していくための連携強化を図っていきます。 |
| 地区社会福祉協議会や住民活動団体の活動支援 | 多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、行政と協働して地域福祉を推進する仕組みとして、4地区の地区社会福祉協議会やNPO法人をはじめとする住民活動団体の活動を支援します。 |

■社会福祉協議会の取組

| 主な取組 | 内容 |
|-------------|---|
| 組織運営及び財源の確保 | 理事会、評議員会、監事等によって社会福祉協議会の適正な運営について審議を行い、社会福祉法人として地域福祉を推進していくための組織体制の充実に努めます。また、社会福祉協議会は地域住民の理解と協力に基づいた社会福祉協議会費によって運営されていることから、今後も引き続き、社会福祉協議会の取組について周知啓発に努め、地域住民や企業、団体等の理解を深めて会員の増加及び財源の確保を図る等、基盤強化に努めます。 |
| 募金運動の実施 | 赤い羽根共同募金運動や歳末たすけあい募金運動に協力しており、集められた募金は東庄町や千葉県福祉関連事業の運営等や支援が必要な地域住民への支援、地域福祉事業等に使われています。引き続き、地域住民から募金の協力を得られるよう取り組みます。 |
| 苦情解決 | 社会福祉協議会事業のより良い運営を目指して、社会福祉法第82条の規定に基づき、福祉サービスに関わる苦情解決の仕組みを整備することにより、利用者の権利擁護と福祉サービスの適切な利用を支援し、本会における福祉サービス等の適正性と信頼の確保を図ります。また、第三者委員を委嘱し、苦情解決に社会性や客観性を確保するとともに、福祉サービス利用者の立場や特性に配慮した適切な対応に努めます。 |
| 職員の資質向上の推進 | 社会福祉協議会の適正な運営及び福祉サービスの適切な提供を通じて地域福祉の推進を図るため、内部及び外部の様々な研修等を活用して、職員の資質向上に努めます。また、個々の職員が専門的な知識や技術を身につけ、専門性の高い役割を果たして地域住民のニーズに的確に応えていけるよう、職員の育成に努めます。 |
| 認知度向上の取組 | 広報紙やホームページ等の情報発信体制や行事及びイベント等への参加等、広報・啓発活動の充実に努めるとともに、情報が届きにくい人への周知方法やふだんは福祉に関心がない人にも興味を持ってもらえる情報内容の検討に取り組みます。また、地域における公益的な取組(地域の福祉ニーズ等を踏まえ、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供しよう努めること)の実施の検討を進め、地域における存在感を高めていけるよう努めます。 |

| 主な取組 | 内容 |
|-----------------------------------|--|
| 行政・関係機関・団体・社会福祉施設・他社会福祉協議会等との連携強化 | 行政や関係機関、地域の団体・社会福祉施設等と日頃からの情報共有等に基づいた連携強化を図り、地域に関わる様々な主体との協働による地域福祉の推進に努めていきます。また、社会福祉協議会として様々な活動の充実を図るため、他自治体の社会福祉協議会との職員交流の実施や情報共有等の連携強化を推進します。 |
| 地区社会福祉協議会の活動支援の充実 | 地区社会福祉協議会は、住民参加による地域福祉活動を通じて地域のふれあいを高めるために、地域ごとに結成されています。本町には、神代地区・笹川地区・橘地区・東城地区の4つの地区社会福祉協議会（地区社協）があり、様々な活動を行っています。社会福祉協議会では、各地区社会福祉協議会に対して事業の協力や運営指導、助成を行っており、連絡会を開催して情報共有を図り、密接な関係づくりに努めています。 |

第6章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

地域福祉は、地域住民と地域で活動する多様な団体、事業者、行政等、地域に関わる様々な主体がそれぞれの役割を担いながら、協働して推進していくことが大切です。

本計画の推進に当たっては、計画をより実効性の高いものとしていくために、地域住民や地域で活動する多様な団体、事業者等に向けて、本計画の目指す方向性や様々な取組等について積極的に周知を図ります。また、本計画の取組が適切かつ効果的に実施されるよう、地域住民や地域で活動する多様な団体、事業者、行政等の連携・協働体制の充実を図ります。

1-1. 地域住民の役割

地域住民一人ひとりが福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚を持ち、住んでいる地域や地域の生活課題等への関心を高めていくことが大切です。また、地域住民一人ひとりが地域福祉の担い手としての意識を強く持ち、同時に、様々な地域活動に積極的かつ主体的に参加する等、可能な範囲で地域の支え合いの活動に関わっていくことが期待されます。

さらに、地域で活動する多様な団体、事業者、行政等との連携や協働の取組を推進していくために、地域に関わる様々な主体との交流にも積極的に参加していくことが望まれます。

1-2. 地域で活動する団体・事業者（ボランティアやNPO、民間事業者）等の役割

地域で活動する団体・事業者等は、各々の特長を生かして、地域において活発に活動していくことが期待されます。

地域で活動する団体では、地域住民相互の支え合いに関する活動や他団体及び専門的な関係機関等との連携による相談支援等、地域住民に近い立場で地域に関わっていくことが望まれます。

また、事業者については、福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の確保、利用者保護、事業内容やサービス内容の情報提供及び公開、他のサービスとの連携に取り組むことが求められています。さらに、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや地域住民の福祉への参加支援、福祉のまちづくりへの参画に努めることも期待されます。

1-3. 行政の役割

行政は、地域福祉を推進する関係機関・団体等の役割を踏まえながら、相互に連携・協力を図るとともに、行政内部においては、保健・医療・福祉分野を始め、雇用・教育・文化・交通・住宅等、関係各課との連携強化を図り、町政の様々な分野において地域福祉の視点から施策を見直し、あるいは横断的な施策が推進されるよう全庁的な体制整備に取り組みます。

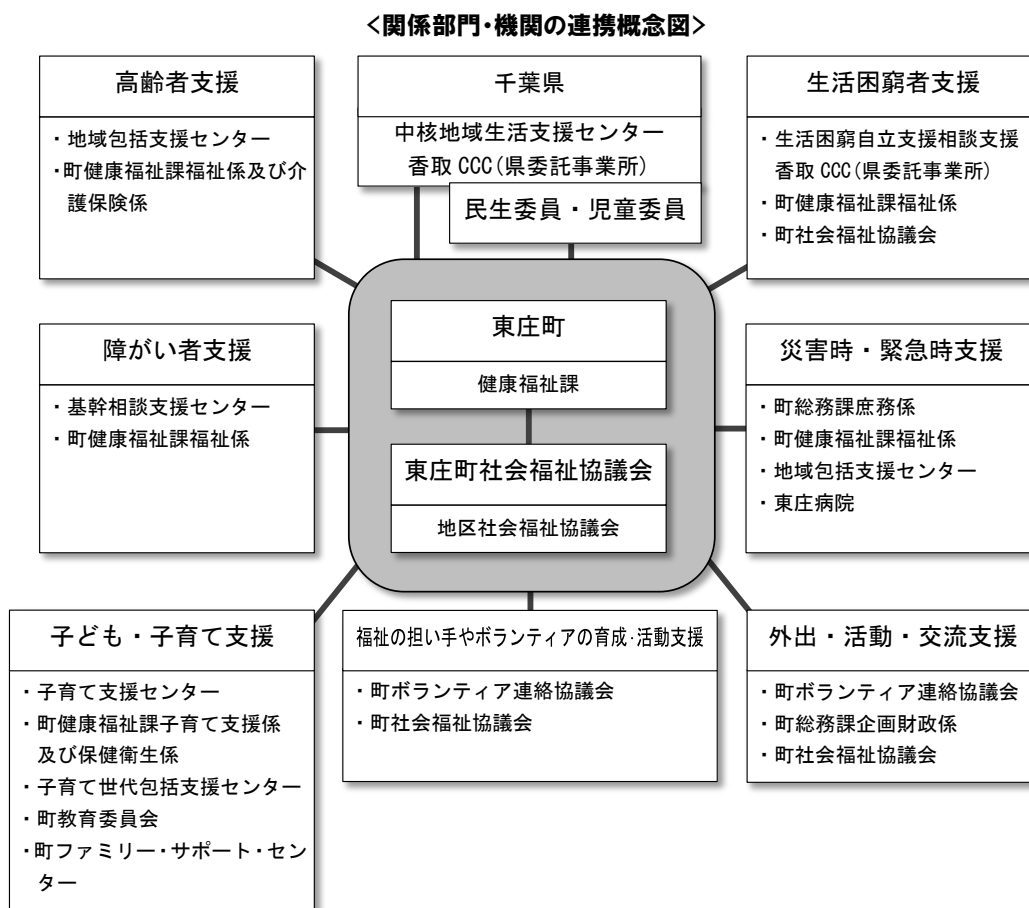
また、地域福祉への地域住民の参加機会の拡充や総合相談体制及び地域福祉活動拠点の整備支援、情報提供の充実等に努めます。

さらに、様々な地域課題を解決していくための財源を確保するために、公的財源のみならず、クラウドファンディングやふるさと納税等の活用について検討し、多様な財源画策の確立に努めます。

1-4. 社会福祉協議会の役割

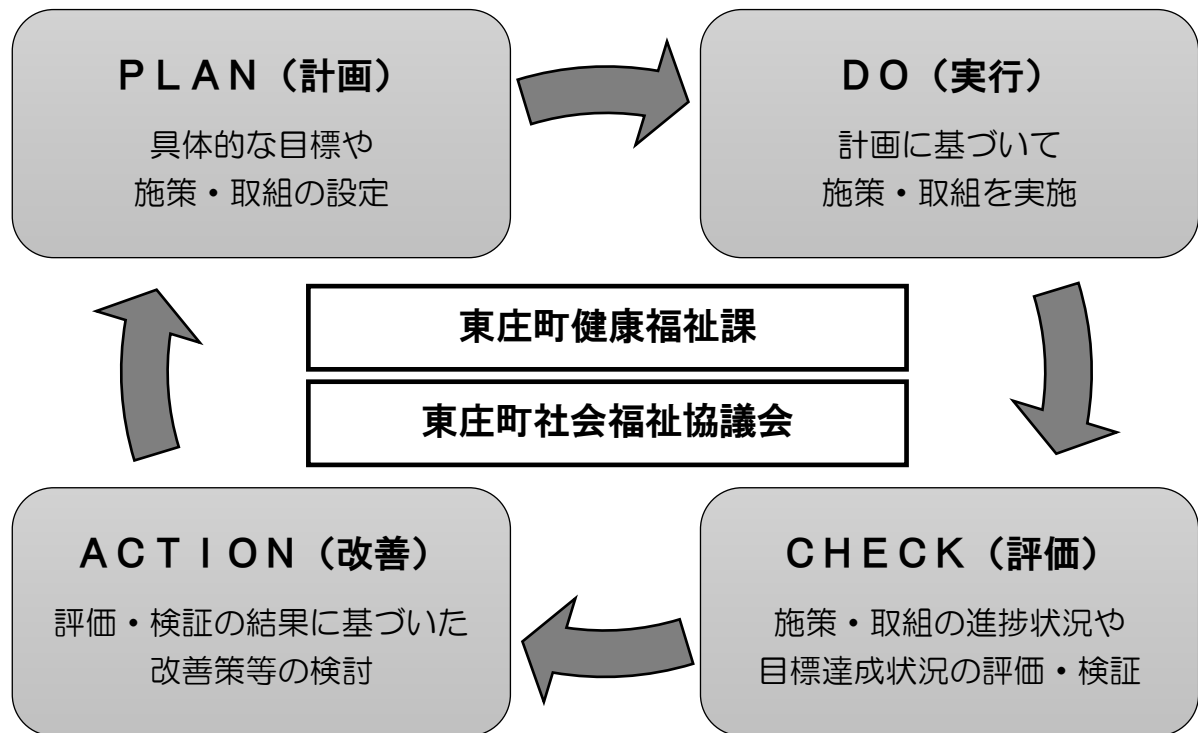
社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施・普及・助成等、地域に密着しながら、地域福祉を推進するための様々な事業を行っています。

今後に向けては、地域における認知度を高め、地域福祉推進の中心的な役割を果たす団体として、地域に関わる様々な主体と連携・協働して、本計画の施策を始めとした地域福祉の取組を推進するとともに、地域における公益的な取組を実施します。



2. 計画の進捗管理

本計画を着実に推進していくためには、PDCAサイクルの考え方に基づき、計画の進捗状況を定期的に点検・評価して、必要に応じて取組内容等を改善していきます。



資料編

1. 東庄町地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条の規定に基づき、東庄町地域福祉計画(以下「計画」という。)を策定するにあたり、地域福祉の推進について、広く町民の意見を反映させるため、東庄町地域福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員16人以内の者をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体の代表
- (2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の代表
- (3) 地域団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) ボランティアの代表
- (6) 社会福祉協議会事務局職員
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年8月1日から施行する。

2. 東庄町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 東庄町社会福祉協議会(以下「本会」という。)の事業の充実・連携強化を図るため、東庄町地域福祉活動計画(以下「計画」という。)を策定することを目的として、東庄町地域福祉活動計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、委員13人以内の者をもって組織し、次に掲げる者のうちから本会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

- (1) 社会福祉団体の代表
- (2) 民生委員・児童委員及び主任児童委員の代表
- (3) 地域団体の代表
- (4) 学識経験者
- (5) ボランティアの代表
- (6) 関係行政・機関の職員
- (7) その他会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から計画策定の完了の日までとする。

2 前項の委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、過半数の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、本会事務局に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員

会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

3. 東庄町地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 委員名簿

| 組織 | 関係機関名 | 職 | 氏名 |
|----------------------|-----------------------------------|-------|--------|
| 社会福祉団体の代表 | 東庄町シニアクラブ連合会 | 会長 | 鈴木 正昭 |
| | 東庄町身体障害者福祉会 | 会長 | 加瀬 三男 |
| | 東庄町手をつなぐ親の会 | 会長 | 大録 郷吉 |
| | 東庄町母子保健推進員協議会 | 会長 | 松崎 千恵子 |
| | 東庄町ひとり親家庭福祉推進員協議会 | 会長 | 高橋 妙子 |
| 民生委員・児童委員及び主任児童委員の代表 | 東庄町民生委員・児童委員協議会 | 会長 | 宮口 高明 |
| 地域の代表 | 東庄町区長会 | 会長 | 藤原 和弘 |
| 学識経験者 | 東庄町子ども・子育て会議 | 会長 | 大録 郷吉 |
| | 東庄町議会議員 文教福祉常任委員会 | 委員長 | 花香 孝彦 |
| ボランティアの代表 | 東庄町ボランティア連絡協議会 | 会長 | 菅谷 寛 |
| 関係行政機関の職員 | 千葉県中核地域生活支援センター (県委託事業所:香取CCC) | センター長 | 高木 亜希子 |
| | 東庄町教育委員会 教育課 | 課長 | 宇ノ澤 修 |

4. 東庄町の取組に関する実績等一覧

■ 民生委員・児童委員（主任児童委員）の相談件数

| 相談内容 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 在宅福祉 | 10 件 | 6件 | 24 件 | 10 件 | 10 件 |
| 介護保険 | 5件 | 2件 | 5件 | 6件 | 4件 |
| 健康・保健医療 | 6件 | 7件 | 4件 | 4件 | 17 件 |
| 子育て・母子保健 | 3件 | 1件 | 2件 | 0件 | 11 件 |
| 子どもの地域生活 | 17 件 | 11 件 | 7件 | 0件 | 3件 |
| 子どもの教育・学校生活 | 9件 | 32 件 | 25 件 | 2件 | 3件 |
| 生活費 | 11 件 | 5件 | 8件 | 4件 | 6件 |
| 年金・保険 | 4件 | 0件 | 3件 | 0件 | 0件 |
| 仕事 | 0件 | 3件 | 0件 | 1件 | 3件 |
| 家族関係 | 3件 | 0件 | 1件 | 7件 | 5件 |
| 住居 | 3件 | 1件 | 5件 | 3件 | 1件 |
| 生活環境 | 14 件 | 6件 | 5件 | 3件 | 3件 |
| 日常的な支援 | 69 件 | 54 件 | 68 件 | 18 件 | 4件 |
| その他 | 151 件 | 153 件 | 174 件 | 26 件 | 30 件 |
| 計 | 305 件 | 281 件 | 331 件 | 84 件 | 100 件 |

■ 民生委員・児童委員（主任児童委員）の活動件数

| 活動内容 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 調査・実態把握 | 226 件 | 191 件 | 87 件 | 125 件 | 69 件 |
| 行事・事業・会議参加協力 | 726 件 | 827 件 | 886 件 | 525 件 | 731 件 |
| 地域福祉活動・自主活動 | 661 件 | 689 件 | 512 件 | 336 件 | 300 件 |
| 民児協運営・研修 | 379 件 | 337 件 | 367 件 | 315 件 | 411 件 |
| 証明事務 | 168 件 | 167 件 | 153 件 | 165 件 | 151 件 |
| 要保護児童の発見通告・仲介 | 1件 | 4件 | 0件 | 2件 | 0件 |
| 計 | 2,161 件 | 2,215 件 | 2,005 件 | 1,468 件 | 1,662 件 |

■敬老祝金・高齢者祝品贈呈者数

| 項目 | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|-------------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 敬老祝金 受給者 | 80 歳 | 166 人 | 165 人 | 147 人 | 158 人 | 199 人 |
| | 90 歳 | 86 人 | 84 人 | 66 人 | 97 人 | 75 人 |
| | 100 歳 以上 | 22 人 | 22 人 | 20 人 | 17 人 | 23 人 |
| 米寿該当者 | | 84 人 | 118 人 | 91 人 | 108 人 | 80 人 |
| 金婚該当者 | | 25 組 | 20 組 | 22 組 | 21 組 | 22 組 |

■緊急通報体制等整備事業

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 利用者数 | 76 人 | 72 人 | 79 人 | 63 人 | 66 人 |

■高齢者いきいきレクリエーション

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 参加者数 | 193 人 | 213 人 | 207 人 | 中止 | 中止 |

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

■デイサービスセンター事業

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 利用者数 | 124 人 | 101 人 | 114 人 | 110 人 | 99 人 |
| 延べ利用回数 | 10,057 回 | 8,803 回 | 9,453 回 | 7,796 回 | 7,428 回 |

■障害者相談事業

| 項目 | 相談内容 |
|--------------------|---|
| 障害に関する出張相談 | 相談日:毎月第3木曜 時間:13:30~16:00 相談場所:オーシャンプラザ |
| 障害者の就労に関する 出張相談 | 相談日:毎月第3金曜(予約制) 時間:13:00~16:00 相談場所:東庄町保健福祉総合センター |

5. 社会福祉協議会の取組に関する実績等一覧

■生活福祉資金貸付事業（千葉県社会福祉協議会からの受託事業）

| 項目 | 令和3年度 |
|-------|-------|
| 貸付件数 | 0件 |
| 償還中件数 | 1件 |

■東庄民生金庫貸付事業

| 項目 | 令和3年度 |
|------|-------|
| 貸付件数 | 6件 |

■東庄町ファミリー・サポート・センター（東庄町からの受託事業）

①活動実績

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 保育所等帰宅後の預かり | 0件 | 0件 | 3件 | 0件 | 38件 |
| 保育所等のお迎え | 0件 | 0件 | 0件 | 2件 | 2件 |
| 習い事等の場合の援助 | 0件 | 0件 | 7件 | 35件 | 37件 |
| 保護者等の外出の場合 | 0件 | 2件 | 0件 | 0件 | 2件 |
| その他急用の援助他 | 0件 | 0件 | 1件 | 0件 | 11件 |

②登録会員数

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 利用会員 | 30人 | 40人 | 45人 | 45人 | 48人 |
| 両方会員 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 1人 |
| サポート会員 | 23人 | 30人 | 32人 | 34人 | 34人 |

■心配ごと相談事業

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 心配ごと相談所 | 6件 | 10件 | 5件 | 4件 | 6件 |
| 司法書士相談 | 13件 | 17件 | 13件 | 13件 | 22件 |
| 弁護士相談 | 52件 | 48件 | 55件 | 45件 | 55件 |

■食事サービス事業

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 延べ配食数 | 522食 | 451食 | 397食 | 141食 | 312食 |

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため9月、11月、12月、3月のみ配食

※令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため町内業者に調理依頼

■在宅ねたきり老人等介護紙おむつ支給事業（東庄町からの受託事業）

| 項目 | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|--------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 紙おむつ | 総支給枚数 | 30,164 枚 | 29,626 枚 | 30,464 枚 | 32,760 枚 | 29,250 枚 |
| | 延べ人数 | 335 人 | 339 人 | 350 人 | 375 人 | 338 人 |
| | 実人数 | 107 人 | 120 人 | 119 人 | 125 人 | 117 人 |
| 尿取りパッド | 総支給枚数 | 21,493 枚 | 19,502 枚 | 15,701 枚 | 21,105 枚 | 17,910 枚 |
| | 延べ人数 | 293 人 | 277 人 | 306 人 | 315 人 | 278 人 |
| | 実人数 | 92 人 | 97 人 | 102 人 | 109 人 | 95 人 |

※紙おむつは令和元年度まで1日1枚、令和2年度から1月 30 枚を支給。尿取りパッドは令和元年度まで1日1枚(要介護4・5)2日1枚(その他)、令和2年度から1月 30 枚(要介護4・5)1月 15 枚(その他)を支給

■いきいきサロン事業

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|-----------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 開催回数(町全体) | 11 回 | 11 回 | 12 回 | 0回 | 0回 |

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

■日常生活自立支援事業（愛称：すまいる）

①契約件数

| 項目 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|----------|----------|-------|-------|-------|
| 契約件数 | 4件 | 5件 | 6件 | 6件 | 9件 |

②生活支援員数

| 項目 | 令和4年 12 月末現在 |
|---------|--------------|
| 現任生活支援員 | 6人 |
| 登録生活支援員 | 7人 |
| 合計 | 13 人 |

■夏休みわくわく体験

| 項目 | 平成 30 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 |
|------|----------|-------|-------|-------|-------|
| 参加者数 | 28 人 | 30 人 | 中止 | 中止 | 22 人 |

※令和2、3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため未実施

■フードバンクへの協力

| 項目 | 第 27 回 | 第 28 回 | 第 29 回 | 第 30 回 | 第 31 回 |
|-----|--------|---------|---------|--------|---------|
| 回収量 | 125kg | 429.2kg | 287.7kg | 55.9kg | 449.4kg |

■社会福祉協議会の組織体制等

①理事等の人数

| 項目 | 人数 |
|-----|-----|
| 評議員 | 22人 |
| 理事 | 13人 |
| 監事 | 2人 |

②会員数の推移

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 個人会員 | 3,426世帯 | 3,376世帯 | 3,336世帯 | 3,296世帯 | 3,221世帯 |
| 特別会員 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 | 1件 |
| 賛助会員 | 7件 | 8件 | 8件 | 8件 | 7件 |

③募金運動

| 項目 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 |
|---------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 募金額合計 | 4,424,199円 | 4,346,581円 | 4,302,833円 | 3,945,795円 | 3,926,098円 |
| 赤い羽根 | 3,381世帯 | 3,325世帯 | 3,279世帯 | 3,112世帯 | 3,065世帯 |
| 歳末たすけあい | 3,383世帯 | 3,327世帯 | 3,281世帯 | 3,126世帯 | 3,079世帯 |

④赤い羽根募金による助成金で実施している取組

| 高齢者福祉活動事業 | |
|--------------------------|--------------------|
| ひとり暮らし高齢者日帰り研修会 | 健康づくりグラウンドゴルフ大会 |
| バランスばっちり！料理教室 | いきいきサロン(助成) |
| 高齢者いきいきレクリエーション | 町シニアクラブ連合会(助成) |
| 一人暮らし高齢者住宅用火災警報器取付 | 町内高齢者福祉施設3施設(助成) |
| 障害児者福祉活動事業 | |
| 手をつなぐ親の会(助成) | 町内障がい者福祉施設2施設(助成) |
| 身体障害者福祉会(助成) | 子育てママサークルきずな(助成) |
| 児童青少年福祉活動事業 | |
| 夏休みわくわく体験(盲導犬) | 町内保育園2園(助成) |
| 杉の子サークル育成会(助成)ボランティアグループ | |
| ひとり親家庭福祉活動事業 | |
| ひとり親家庭日帰りレクリエーション | ひとり親家庭福祉推進員協議会(助成) |
| ひとり親家庭夏季見舞品配付 | |

| 福祉育成・援助活動事業 | |
|------------------|-------------------|
| 東庄町住民福祉大会 | 手話教室開催 |
| ホームページ維持費 | ふれあいまつり資材 |
| 町内小中学校(助成) | 広報社協どうのしょう発行(年3回) |
| 民生委員・児童委員協議会(助成) | |

⑤歳末たすけあい配分金事業

| | |
|-------------------|------------|
| 歳末見舞金配分 | 食事サービス材料代 |
| ひとり暮らし高齢者等おせち料理宅配 | 弁護士、司法書士相談 |
| ひとり暮らし高齢者等住環境整備 | 日常生活用具整備費 |
| 新春ふれあい交流会 | 災害時対応備品整備費 |

6. 用語集

【ア行】

■ インフォーマルサービス

家族や隣近所、地域、ボランティア、企業等が提供する支援のことを指します。それに対して、公的機関や専門職による制度に基づいた支援サービスのことをフォーマルサービスといいます。

■ SNS（エス・エヌ・エス）

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことを指します。趣味、職業、居住地域等を同じくする個人同士のコミュニティを容易に構築できる場を提供するサービス等があります。

■ NPO・NPO法人

NPOとはNon Profit Organization(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略で、民間非営利組織のことです。NPOは市民公益活動団体と同じ意味を指しますが、NPO法人という場合は、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人を指します。

【カ行】

■ 協働

共通の目的を達成するために、町民・団体・事業者・行政等が、お互いに対する理解と尊重のもと、それぞれの特性に応じて、持てる力を余すことなく出し合い、また、力を合わせて取り組むことを指します。

■ クラウドファンディング

クラウドファンディングとは、crowd(群衆)とfunding(資金調達)を組み合わせた造語で、製品やサービスの開発、アイデアの実現等のために、インターネットを通じて不特定多数の人から資金の出資や協力を募ることをいいます。

■ 権利擁護

認知症高齢者や知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人等に対して、福祉サービスの利用に関する契約や日常的な金銭管理等の支援を行うことで、本人の権利を保護することを指します。

■合理的配慮

国連の「障害者の権利に関する条約」(日本は平成 26 年に批准)において、『障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの』と定義されています。

具体的には、障がいの状態に応じた施設整備や人員配置、コミュニケーション手段の確保等、多岐にわたる配慮があります。

【サ行】

■災害ボランティアセンター

災害が発生した場合に被災地でのボランティア活動を円滑に進めるための拠点で、社会福祉協議会が立ち上げる支援・調整機関です。

■生活困窮者

国の「生活困窮者自立支援法」において、『就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者』と定義されています。

■生活保護制度

生活保護制度は、資産や能力等のすべてを活用してもなお生活に困窮する人に対して、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

■成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人の法律行為(財産管理や契約の締結等)を、家庭裁判所が選任した成年後見人等が本人を代理して契約を行ったり、同意なく結んだ不利益な契約を取り消す等の保護や支援を行う民法の制度です。なお、身寄りのない人の場合、市町村長に申し立て権が付与されています。

■セーフティネット

事故や災害等の予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合や、定年退職のように予想される事柄に備えるために用意された制度等を指します(雇用保険、生活保護、年金、預金保険、融資に対する信用保証等)。

地域福祉においては、地域における相互の支え合いや住民の自助努力だけでは解決困難な生活課題等に対する行政の支援等を指します。また、「第2のセーフティネット」として、生活困窮者に向けた自立支援の各種制度等を指す場合もあります。

■全国社会福祉協議会ボランティア活動保険

ボランティアが、ボランティア活動中の急激かつ偶然な外来の事故により怪我をされた場合や、偶然な事故により他人に怪我をさせたり、他人の物を壊したことにより法律上の損害賠償責任を負われた場合に対応する保険です。

■ソーシャルインクルージョン

「全ての人を孤立や排除、摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という考え方で、「社会的包摂」ともいわれます。

【タ行】

■地域子育て支援センター

地域の子育て家庭の育児支援を図るための施設で、子どもの遊び場や子育て中の保護者の交流機会等の提供、育児に関する相談支援等が行われています。

■地域包括ケアシステム

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステム

■地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

【ナ行】

■日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う制度です。

■ノーマライゼーション

直訳すると「普通なものにすること」という意味で、障がいのある人や高齢者等、社会的に不利を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように普通の生活を送ることができる社会こそ普通の社会であるという考え方です。

【ハ行】

■パブリックコメント

意見公募手続きのことで、公的機関等が政策を実施するために政令や法令を定めたり、制度の改廃を行ったりする際、事前に案を公表して意見を募り、集まった意見を考慮する仕組みのことを指します。

■ バリアフリー（心のバリアフリー）

障がいのある人や高齢者等が、社会生活を行ううえで障壁（バリア）となるものを除去（フリー）することです。物理的な障壁だけでなく、社会的、制度的、心理的なもの、情報面等を含めたすべての障壁をなくし、自由に社会活動に参加できるようにすること、あるいはその考え方をいいます。

■ 法外援護

法令等による援護を受けられず、緊急的な状況にある者に対して行う援護を指します。

■ 放課後児童クラブ

放課後児童クラブとは、保護者が就労等で家庭にいない小学生を対象として、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るもの（放課後児童健全育成事業）で、「学童保育」等といわれる場合もあります。

【マ行】

■ 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人々であり、「児童委員」を兼ねています。

児童委員としては、地域の子ども達が元気に安心して暮らせるように、子ども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行います。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

【ヤ行】

■ ユニバーサルデザイン

性別や年齢、障がいの有無に関わらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうという考え方です。また、施設や設備に限らず、誰もが生活しやすいような社会システムを含めて広く用いられることもあります。

■ 要配慮者

防災・災害対策の分野で、高齢者・障がい者・乳幼児等、災害時に特別な配慮が必要となる人のことを指します。

7. 福祉に関するアンケート調査票

福祉に関するアンケート調査へのご協力をお願い

日頃から東庄町の福祉行政及び社会福祉協議会事業にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

東庄町では「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」に基づいて地域福祉の取組を推進しています。今回、両計画の計画期間が終了することから、新たな計画の策定に向けた取組を進めています。

この調査は、18歳以上の町民の皆さまの中から無作為に1,000人の方を選ばせていただき、町民の皆さまのふだんの生活や健康づくり、また、「それぞれの地域」の中でどのような暮らしをして地域福祉に関してどのようなお考えを持っているのかを把握し、計画内容を検討する基礎資料とさせていただきます。実施するものです。

お忙しいところ恐縮ですが、調査の目的、趣意をご理解のうえ、率直なご意見をお聞かせください。

令和4年8月 東 庄 町 長 岩 田 利 雄
社会福祉協議会長 山 本 牧 夫

ご記入にあたってのご注意

- この調査票は、できる限りあて名のご本人がお答えください。ただし、ご本人の回答や記入が難しい場合は、ご家族の方がご本人と相談したり、ご本人の立場にたってお答えください。
- 必ずまたはボールペンでご記入ください。
- 回答は、設問ごとに(1)に○、(3)つまで○ などそれぞれ指定されていますので、あてはまる項目を選んで、その番号を○印で囲んでください。(例 ①)
- 質問によっては、回答していただく方が限られる場合がありますので、ごわり書きの指示に従ってお答えください。
- 調査票の記入が終わったら、8月24日(水)までに、同封の返信用封筒に入れて、ポストに入れてください(ご住所やお名前を書かなくても構いません)。

【調査に関するお問い合わせ先】

東庄町保健福祉総合センター 健康福祉課 福祉係 TEL:0478-79-0910
東庄町社会福祉協議会 TEL:0478-86-4714

調査の対象者は、町民から無作為で選ばせていただきました。

この調査は、無記名でご回答いただきますので、回答された方が特定されたり、個人の内容が明らかにされたりすることはありません。調査票は東庄町個人情報保護条例にたがい、適切な管理をいたします。

また、ご回答いただいた内容は、統計的な処理を行い、計画策定及び施策推進のための基礎資料としてのみ使用し、その他の目的で使われることは一切ありません。

あなたご自身のことについて

問1 あなたご自身のことについてお答えください。(①～⑤のそれぞれ1つに○)

| | | |
|----------------------|--|---|
| ① 性別 | 1. 男性 | 2. 女性 |
| ② 年齢 (令和4年7月1日現在) | 1. 10歳代 2. 20歳代 3. 30歳代 | 4. 40歳代 5. 50歳代 6. 60歳代 7. 70歳代 8. 80歳以上 |
| ③ 世帯構成 | 1. 単身世帯 2. 夫婦だけの世帯 3. 親と子どもだけの世帯 | 4. 親と子どもと孫の三世帯世帯 5. その他() |
| ④ お住いの地区 | 1. 神代地区 2. 笹川地区 | 3. 橋地区 4. 東城地区 |
| ⑤ 居住年数 | 1. 1年未満 2. 1～10年未満 3. 10～20年未満 | 4. 20～30年未満 5. 30～40年未満 6. 40～50年未満 7. 50～60年未満 8. 60～70年未満 9. 70年以上 |

地域福祉について

問2 あなたは、次の言葉についての程度をご存知ですか。(①～④のそれぞれ1つに○)

| | | |
|----------------|--|--|
| ① 地域福祉 | 年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を営むことができるよう、行政や町民、関係機関等がそれぞれの役割を担いながら、地域全体でともに支え合い、住んでいる地域を暮らしやすくするための取組です。 | 1. 内容を知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない |
| ② 地域共生社会 | 制度・分野ごとの「縦割りの」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域の住民や多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「知ごと」つながること、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を目指す考え方がです。 | 1. 内容を知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない |
| ③ 災害ボランティアセンター | 大規模な災害発生時に、被災地の社会福祉協議会が開発するもので、被災地の支援ニーズの把握・整理、支援活動を希望する個人や団体の受け入れ調整やマッチング活動を行います。 | 1. 内容を知っている 2. 聞いたことはあるが、内容は知らない 3. 知らない |

④ ヤングケアラー
 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもの中で、「子どもとしての時間」と引き換えに年齢等に負われない重い責任や負担を負っています。

地域とのかかわりについて

問3 あなたのご近所との関係は次のどれに最も近いですか。 (1つに○)
 1. 困ったときに助け合う親しい人がいる
 2. お互いに訪問し合う人がいる
 3. 立ち話をする程度の人がいる
 4. 会えばあいさつをする程度の人がいる
 5. ほとんど近所とのつきあいはない
 6. その他 ()

問4 あなたの地域などで集まる機会があったとき、参加したいと思いますか。 (1つに○)
 1. 参加したい
 2. どちらかといえば参加したい
 3. どちらかといえば参加したくない
 4. 参加したくない

【問4で「1」または「2」と回答された方におうかがいします】

問4-1 実際に地域などで集まる機会があったとき、参加していますか。 (1つに○)
 1. 必ず参加している
 2. 都合がつかず限り参加している
 3. 仕事の都合などで参加できていない
 4. 参加していません

問5 あなたにとって、町民が互いに助け合いの活動ができる「地域」とはどこまでをさすと思われませんか。 (1つに○)
 1. となり近所
 2. 区単位
 3. 地区単位 (神代、苅川、橋、栗城)
 4. 町全域
 5. その他 ()
 6. わからない

問6 あなたのお住まいの地域は互いに助け合いの活動をしていると思いますか。 (1つに○)
 1. そう思う
 2. どちらかというそう思う
 3. どちらかというそう思わない
 4. そう思わない

問7 あなたは、地域で生じている様々な福祉分野の生活課題 (高齢者・障がいのある人の生活、子育て、健康づくりに関する問題など) に対し、地域住民が自主的にお互いに支え合い、助け合う関係が必要だと思いますか。 (1つに○)
 1. 必要だと思う
 2. どちらかという必要だと思う
 3. どちらかという必要だとは思わない
 4. 必要だとは思わない

問8 あなたが日常生活を送るうえで、現在お困りのことはありますか。 (あてはまるものすべてに○)
 1. 日常的な家事に関すること
 2. 通院や買い物など外出に関すること
 3. 近所づきあいにすること
 4. 家族関係に関すること
 5. 子育てや教育に関すること
 6. 就労や仕事に関すること
 7. 金融管理・財産管理に関すること
 8. 住まいや生活環境に関すること
 9. 自身や家族の医療・介護に関すること
 10. 経済的なこと
 11. その他 ()
 12. 特になし

問9 あなたがお住まいの地域で、現在課題と感じていることはありますか。 (あてはまるものすべてに○)
 1. 地域の住民同士の交流の減少
 2. 地域に関わらない住民の増加
 3. ごみ出しなど地域のマナーの低下
 4. 騒音などによる近隣との摩擦
 5. 空き家や空き地の増加
 6. 道路整備の不足
 7. 通院や買い物などの外出が困難
 8. 防災対策や緊急時の対策・支援
 9. 防犯対策など地域の安全対策
 10. 高齢者や障がい者の居場所が少ない
 11. 高齢者や障がい者への見守り体制
 12. 子育て世帯への支援や子育て環境の整備
 13. 生活が困難している人への支援
 14. 家庭に問題を抱えている人への支援
 15. 福祉サービスや支援制度につながらない
 16. 福祉について学習する機会が少ない
 17. 地域福祉の担い手が少ない
 18. 地域リーダー (区長・消防団等) の担い手が少ない
 19. その他 ()
 20. 特になし

問10 あなたが、高齢者や障がいのある人、子どもなどが住む近所の世帯に対して、支援したいことや協力できることが何かありますか。 (3つまで○)
 1. 外出への同行
 2. 手紙の代筆・電話かけ
 3. 新聞や本の代読
 4. 話し相手
 5. 相談相手
 6. あいさつなどの声かけ
 7. 安否確認などの定期訪問
 8. ごみ出し
 9. 食事の用意
 10. 買い物の手伝い・代行
 11. 玄関前などの掃除・庭の手入れ
 12. こども園・保育園などへの送り迎え
 13. 子どもの登下校時の見守り
 14. 災害時の避難支援・安否確認
 15. 住居内の高物の移動
 16. 短時間の子守り
 17. 防犯のための巡回
 18. その他 ()
 19. 特にてきることはない

人権・権利擁護について

問 11 あなたは、児童や高齢者への虐待、家庭内暴力を知った場合に、町など公的機関に速やかに通報する義務が町民にあることをご存知でしたか。 (1つに〇)

1. 知っている 2. 知らなかった

問 12 あなたは、次の制度についての程度をご存知ですか。(①～④のそれぞれ1つに〇)

| | | |
|---------------|--|--|
| ① 成年後見制度 | 判断能力の不十分な方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)が日常生活における不利益を受けないよう、本人の権利を守り支援する制度です。 | 1. 制度の内容を知っている 2. 聞いたことはあるが、制度の内容は知らない 3. 知らない |
| ② 日常生活自立支援事業 | 判断能力の不十分な方(認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等)を対象に、福祉サービス利用手續に関する相談・援助、日常的な金銭管理等を行う制度です。 | 1. 制度の内容を知っている 2. 聞いたことはあるが、制度の内容は知らない 3. 知らない |
| ③ 生活困窮者自立支援制度 | 生活保護に至るおそれがある人で、自立が見込まれる人を対象として、本人との相談に基づいて一人ひとりの状況に応じた支援プログラムを作成して包括的な支援を行う制度です。 | 1. 制度の内容を知っている 2. 聞いたことはあるが、制度の内容は知らない 3. 知らない |
| ④ 障害者差別解消法 | 「不当な差別的取扱いの禁止」(正当な理由なく、障がい理由としてサービスの提供拒否や制限等の差別を禁止)と「合理的配慮の提供」(障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表示があった場合、負担が重すぎない範囲で対応すること)を求めると等々を定めた法律です。 | 1. 制度の内容を知っている 2. 聞いたことはあるが、制度の内容は知らない 3. 知らない |

社会福祉協議会、民生委員・児童委員について

問 13 あなたが知っている社会福祉協議会の活動や事業は次のうちのどれですか。(あてはまるものすべてに〇)

| | |
|-----------------------------|-------------------------------|
| 1. 赤い羽根募金・歳末たすけあい募金活動 | 9. ひどい暮らし高齢者への食事サービス |
| 2. ボランティア活動の育成・推進 | 10. 介護用具(車いす・ベット等)の貸出 |
| 3. 災害ボランティア活動の推進 | 11. 高齢や障がいの各施設管理(日常生活自立支援事業) |
| 4. 消費者被害防止ネットワーク事業 | 12. 福祉教育の推進(手話教室の開催・児童ひろくく体験) |
| 5. 子育て支援(ファミリー・サポート・セーター事業) | 13. 東庄町住民福祉大会 |
| 6. 低所得世帯向け貸付事業 | 14. その他() |
| 7. フードバンク(食品の寄付) | 15. わからない |
| 8. 心配ごと相談(司法書士・弁護士) | 16. 社会福祉協議会を知らない |

5

問 14 東庄町社会福祉協議会のホームページや広報紙を知っていますか。(①～②のそれぞれ1つに〇)

| | | |
|------------|-------------------|---------|
| ① ホームページ | 1. 知っているし見たことがある | 3. 知らない |
| ② 広報紙 | 1. 知っているし読んだことがある | 3. 知らない |
| 「社協とうのしよう」 | 2. 知っているが読んだことはない | |

問 15 あなたは民生委員・児童委員という言葉を知っていますか。(1つに〇)

1. どちらも聞いたことがある 3. 児童委員のみ聞いたことがある
2. 民生委員のみ聞いたことがある 4. どちらも聞いたことがない

問 16 あなたはお住まいの地域の民生委員・児童委員を知っていますか。(1つに〇)

1. 担当している人の顔や名前を知っている 3. 担当している人は誰か知らない
2. 担当している人の名前は知っている

問 17 あなたが民生委員・児童委員に相談をする場合、どのような対応をして欲しいと思いますか。(3つまで〇)

1. 的確な助言をしてもらえること 4. 回でも継続的に相談に乗ってくれること
2. じっくり親身になって相談に乗ってもらえること 5. その他()
3. すばやく応じてくれること 6. わからない

ボランティア活動について

問 18 あなたは、福祉ボランティア活動や助け合い活動を行ったことがありますか。(1つに〇)

1. 現在活動している 2. 以前活動したことがある
3. 活動したことがない

【問 18で「1」と回答された方におうかがいします】

問 18-1 現在取り組んでいる福祉ボランティア活動や助け合い活動の具体的な内容は次のどれですか。(あてはまるものすべてに〇)

| | |
|-------------------------|----------------------|
| 1. 高齢者に対する活動 | 9. 交通安全・防犯活動 |
| 2. 障がい者に対する活動 | 10. 行事・レクリエーション活動の支援 |
| 3. 子育てを支援する活動 | 11. 教育・学習の支援 |
| 4. スポーツ・健康づくりに関連した活動 | 12. 資金援助(募金・寄付も含む) |
| 5. コミュニケーション支援(手話・点訳など) | 13. ヘルパー・古切手等の収集活動 |
| 6. 文化・芸術活動支援 | 14. 容器や古書などのリサイクル活動 |
| 7. 自然保護・環境保全・美化活動 | 15. その他() |
| 8. 災害支援・防災活動 | |

6

問 19 あなたは、福祉ボランティア活動に興味や参加の意向がありますか。(1つに○)

1. 何らかのボランティア活動に参加したい(あるいは今後は今後とも活動を続けたい)
2. ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない
3. ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない
4. ボランティア活動に参加するつもりはない

問 20 あなたがボランティア活動に参加するうえで、支障になることがありますか。(3つまで○)

1. 仕事(学業)や家事が忙しく時間がとれない
2. 子どもや病人等の世話や介護で時間がない
3. 健康や体力に自信がない
4. どのような活動があるかわからない
5. 興味のもてる活動が見つからない
6. 身近なところに活動の場がない
7. 人間関係がわずらわしい
8. 費用がかかる
9. 家族や職場の支持や理解がない
10. 交通手段がない
11. その他()
12. 特に支障になることはない

問 21 あなたは、福祉ボランティア活動の輪を広げるために、今後どのようなことが特に重要だと考えますか。(3つまで○)

1. 活動の内容をPRする広報を充実する
2. 活動の内容を発表する機会を設ける
3. 地域での学習・活動を調整する人材を育成する
4. 地域での学習・研修の機会や内容の充実を図る
5. 資金面の援助を充実する
6. 学校での福祉教育を充実する
7. 地域の福祉の実態を町民に伝える
8. その他()
9. 特にない

災害などの緊急時について

問 22 あなたは災害などの緊急時に備えて何か対策をしていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 避難場所や避難経路を把握している
2. 防災用品や食料品、飲料水等の備蓄をしている
3. 住居などに転倒防止や飛散防止の防災対策をしている
4. 町や地域の防災訓練などに参加している
5. 災害伝言ダイヤルなどで家族との連絡方法を確認している
6. その他()
7. 特にない

問 23 あなたは災害などの緊急時に不安に思うことはありませんか。(あてはまるものすべてに○)

1. 避難場所や避難経路がわからない
2. 一人で避難できるかわからない
3. 緊急時の備蓄などの準備が不足している
4. 家族との連絡手段の確保
5. 職場や学校などからの帰宅手段の確保
6. 避難所での生活
7. いつ避難すれば良いか、タイミングがわからない
8. その他()
9. 特にない

問 24 あなたは、災害時や緊急時において、障がいのある人やひとり暮らしの高齢者などに対して避難支援や安全確認などの支援を行うためには、どのような体制を充実させることがよいかと思いますか。(1つに○)

1. 行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会の連携を深め、ネットワーク体制を充実し、支援を行う
2. 行政が要配慮者(避難支援を必要とする人)名簿を充実し、自主防災組織(自治会)など地域の助け合い活動の中で支援を行う
3. 民生委員・児童委員や自治会を中心として、要配慮者の名簿を整備し、地域の助け合い活動の中で支援を行う
4. 社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティア活動の中で支援を行う
5. 地域の自主防災組織(自治会)の整備
6. その他()
7. わからない

問 25 あなたは、災害時や緊急時に備え、障がいのある人や高齢者など要配慮者に対する対策として取り組むことは何だと思えますか。(1つに○)

1. 地域や近所での日頃からの協力体制づくり
2. 災害時の情報伝達方法の確立
3. 避難誘導体制の確立
4. 高齢者や障がい者などに配慮した支援物資の確保
5. 災害時の生活支援体制の確立
6. ボランティアの受け入れ体制の整備
7. 福祉避難所の整備・充実
8. その他()
9. 特にない

第2期東庄町地域福祉計画・地域福祉活動計画

発行：東庄町・社会福祉法人 東庄町社会福祉協議会

編集：東庄町 健康福祉課 福祉係

〒289-0612

千葉県香取郡東庄町石出2692-4

TEL 0478-80-3300

社会福祉法人 東庄町社会福祉協議会

〒289-0612

千葉県香取郡東庄町石出2692-4

TEL 0478-86-4714